

# 大治町議会定例会（第2日）

令和7年9月8日

令和7年9月大治町議会定例会会議録（第2号）			
招集年月日	令和7年9月8日		
招集の場所	大治町議事堂		
開議	9月8日 午前10時00分宣告（第2日）		
応招議員	1番：池田耕介 4番：後藤田麻美子 8番：若山照洋 11番：吉原経夫	2番：八神太紀 6番：鈴木満 9番：松本英隆 12番：林哲秀	3番：手嶋いづみ 7番：三輪明広 10番：林健児
不応招議員	なし		
出席議員	応招議員に同じ		
欠席議員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 総務部長：大西英樹 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤謹 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：佐藤友哉 防災危機管理課長：山田繁樹 収納課長：加藤真二 保険医療課長：水野克哉 住民課長：立松修 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松浩 保健センター所長：森本健嗣 都市整備課主幹：八神幸夫 学校教育課長：太田悦寛 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：水野学 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹	教育長：平野香代子 福祉部長：安井慎一 建設部長：三輪恒裕 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 財政課長：富田伸司 企画政策課長：吉田美穂 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課主幹：鈴木雅之 子育て支援課長：吉布真弓 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松浩 下水道課長：後藤丈顕 産業環境課長：伊藤高雄 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代		

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年9月大治町議会定例会議事日程

(第2日)

令和7年9月8日(月)午前10時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長 (若山照洋君)

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○6番 (鈴木 満君)

議長、動議。

○議長 (若山照洋君)

6番鈴木 満議員。

○6番 (鈴木 満君)

鈴木 満でございます。

○議長 (若山照洋君)

済みません、どのような動議でしょうか。

○6番 (鈴木 満君)

はい。懲罰動議を提出します。

○6番 (鈴木 満君)

6番鈴木 満です。本議会議員吉原経夫君は令和7年9月3日に開催された議会運営委員会を正当な理由もなく無断欠席し、議員としての品位を汚し議会の秩序を乱したこと、この行為は地方自治法137条に値するもので看過することはできない。よって規定に基づき同議員を懲罰特別委員会に付託することを動議する。以上。

○議長 (若山照洋君)

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 (若山照洋君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

この件は会議規則第110条の規定により3日以内に提出しなければならないということになっていますので、この提出要件に該当はしません。

ただし吉原議員、懲罰に値するもので以後気をつけていただきたい。

○11番 (吉原経夫君)

今の御指摘、本当に私の不徳の致すところで、これは全議員、また町長初め関係職員の方々、町民の皆様に謝罪をさせていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長 (若山照洋君)

議事を進めさせていただきます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

各質問者の発言時間は30分以内としております。

なお、質問形式は一問一答方式となっておりますので、質疑応答は簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

質問は、10番林 健児議員、11番吉原経夫議員、3番手嶋いづみ議員、4番後藤田麻美子議員、9番松本英隆議員、1番池田耕介議員、2番八神太紀議員の順で行っていただきます。

10番林 健児議員の一般質問を許します。

林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

10番林 健児でございます。私の質問に入ります前に、先般発生しました九州や東北の大雨被害にて亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、遺族の方々初め、浸水被害に遭った全ての皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心より願うとともに、これからの大河や想定外の自然災害によって皆様が命を落とすことのないよう、心よりお祈りいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私の質問に入りたいと思います。

7月末に町長選挙が行われ8月4日より鈴木新町長のもと、新たな町行政が始まりました。そこで今議会の私の質問は、一問目に鈴木新町長の理念についてをお聞きします。

就任から1ヶ月を経過した今、改めて町長の理念と姿勢を伺い、町民の皆様に対して今後の町行政運営の方向性を明らかにしていただきたいと思います。やはりリーダーとなる方には理念というものがあります。組織の根幹となる考え方です。町長はどのような理念を持って町政を運営していくのかを伺いたいと思います。

次に、財政再建についてお伺いいたします。町長は本町の大きな課題として、財政の立て直しをしていかなければならぬと言われています。どのように立て直していくのかをお聞きします。

三つ目に、町長は多くの公約をもとに町民の民意を集め、町民の大きな期待のもと御当選されました。その公約についてお聞きします。町長はさまざまな公約を掲げられていますが、その中で町民生活に直結する優先施策というものは何なのか。加えて、財政再建や公約実現の過程で町民の協力が不可欠だと思います。どのように説明責任を果たしていくのか。以上3点について伺います。

新町長の理念と財政再建、そして公約の実現に向けた具体的な説明をいただき、町民の皆様に安心と希望が届けられるよう明快な答弁をお願いいたします。以上で1回目の

質問を終わります。

○町長（鈴木康友君）

ただいま御質問いただきました点につきまして順番にお答えをさせていただきます。

まず一つ目、町長の理念についてということで御質問をいただきました。先日の所信表明と重なる部分はございますけれども、まず町制施行50周年を迎えるこの時点におきまして、次世代へつなぐ持続可能な町政運営を行っていく必要があると考えております。そのためにまず行うべきことは、財政の健全化と行政の能力の向上、これが両輪でございます。まず、我々が行うのはこの2点を行いつつ、また、我々大治町役場そしてこの役場職員一同含めて今後ますます町民の皆様の御期待にこたえられるような組織になるよういろいろな改革を進めてまいりたいと思っております。また、防災、教育、福祉といった生活の基盤を守りつつ、伝統芸能や子供たちの活動を支え、町民の一人一人皆様が安心して暮らし、誇りを持てる大治町を築くことを目指してまいりたいと思っております。また、町政運営においては公正誠実を旨とし、町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、わかりやすく明快な情報発信を自ら行っていく、そのような旨で町民の町民による町民のためのまちづくりというものを実現していけるよう地域の皆様と共に歩む。こういった理念を持って今後も一歩ずつ未来に力強く歩んでいく大治町を皆様とともに築いてまいりたいと思います。一つ目については以上でございます。

二つ目についてはまず、財政状況について課長のほうからお答えいただきたいと思います。

○総務部長（大西英樹君）

それでは2問目につきましては、私のほうから現在の取り組み内容について説明をさせていただきます。

現在、緊急行財政改革プランに基づきまして各種事業の見直しや新たな歳入の確保を目指し全庁的に行財政改革を進めておるところでございます。先般8月27日には行財政改革推進委員会を実施しましてそこで進捗状況を報告させていただきました。内容としては、まず町単独事業を中心とし、委託料や補助金などの見直しを行い、令和7年度は1億304万6000円、令和8年度は3億2814万3000円の歳出削減予定となっておるところでございます。また歳入面につきましては、企業版ふるさと納税確保に向け今議会では必要経費を抑え補正予算を計上しておるところでございます。これらの行財政改革の状況を踏まえましても今後の財政調整基金は令和8年度末までは10億円以上を維持することはできますが、令和9年度以降毎年減少していくという見込みとなっておるところでございます。私からは以上です。

○町長（鈴木康友君）

また、先ほど答弁いただきました内容に加えまして、行財政改革でお示しをさせていただいたものが現状数字として御提示できるものではございますが、令和8年度の当初

予算編成に向けて財政にさらなる緊縮を求めるというものについては不可避でございますので、そのように今後取り組んでまいります。まずは歳入歳出収支のバランスというものを保ち、その上で歳出を新たに獲得できる、または歳出が増えていく施策というものを続けること、このように考えております。

続きまして、三つ目でございます。私の公約についてということで御質問をいただきましたので、公約についてまずお答えをさせていただきたいと思います。公約ですが、大治町は選挙公報がございません。つまり、公約とこの場でお伝えができるものにつきましては、公費において発行した証紙ビラが公において約束ごとと定義して回答をさせていただきます。

まずは財政を立て直しますと、その後生み出した予算で取り組む施策ということで二段階打ち出しております。まず財政関連につきましては無駄の削減。新たな施策として次のようなことに触れております。まず、財政の立て直しと町長報酬を800万円削減する。二つ目、企業スポンサー、クラウドファンディングなどを活用していこうという考え方。三つ目、ふるさと納税を積極的に推進する。四つ目、将来への新しい都市計画、新たな土地区画整理事業。そして用途地域変更などにより土地の可能性を広げていく。以上のことをお聞かせください。

そしてまた新たな予算を生み出しかなえていこうという施策につきましては、次のことを打ち出しております。一つ、公立学校の教育改革、DXを活用し教師の負担を削減していこうという考え方。二つ目、歩行者も運転者も安全である道路をつくっていこうということですね。三つ目、イベントを支援しまして魅力あるまち、また施設開放を行うことでイベントが行いやすくなるような施策を打っていきたいと思っております。四つ目、新たな球技場を設置する。五つ目、子供の居場所づくり事業、公共施設の開放や民間企業との連携。六つ目、学校校舎の校舎本体や設備の改修。七つ目、職員の皆様が働きやすい輝ける大治町役場の組織づくり。八つ目、積極的な地域とのコミュニケーションや地元の伝統芸能や誇れるもののPR。九つ目、皆さんでまちづくりをしていこうということで、基金を募ったりとか、また新たな考え方新たなイベントというものについて起こしやすいという政策づくり、ルールづくり。以上の内容を公約として発信をさせていただきました。その中で先ほどいただきましたが、優先する施策というものにつきましては優先といたしましては、まず財政を立て直すということが一番でございます。まずは予算がなければ何ひとつかなえることができません。しかし収支のバランスというのが今うまく保たれているかということについては、今行財政改革でお示ししているところでございます。ゆえにまず財政の立て直しを喫緊の課題として行なっていくと同時に、収入を増やすという今まで取り組みが大治町では少なかった事業についてもっと積極的に行っていくということがまず優先でございます。その中でまず何を、その中でもほかに支出として行っていくべきことにつきましては、学校校舎の改修というものに

については最優先として掲げております。こちらについてはどの学校というものにつきましては今後計画をきちんと立てていきますが、まずは学校校舎の改修、また公共事業の見直し、またその他のものもあるんです。計画にも含まれていないいろいろな設備を更新しなくてはいけないという喫緊な課題がありますので、そこには優先順位をつけることが一番ではないかと思っておりますが、一番最初に行うべきことは学校校舎の改修と認識しております。

説明責任につきましては、自分は今皆様の御登録いただいているかはわかりませんが、インスタグラムというものを使って日々発信を続けております。これは個人のものになりますので、こういった個人的な説明も含め、また地元のイベントでしたりとか、また地元の皆さんと直接お話しする機会を設けるなどして、今までよりもっと開かれた、そしてコミュニケーションが多くとれるという行政の長というものを目指してまいりたいと思っております。以上で回答を終了いたします。

○10番（林 健児君）

はい、ありがとうございました。今、理念というところで財政の再建と。一番大きなところは財政の再建やと。そして事務事業の効率化。これ職員がたくさん離職されたということで、こういったところで職員の事務の効率化をしていくにはどうしたらいいのか。こういったところで職員がこの伸び伸びと業務が効率化できるような施策で、今町長が考えておられる施策というのはどういったものがあるんでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

今、お伺いいただきました質問につきましては、まず問題が何かということを明確にすることだと思っております。各課各部によって抱えている問題でしたりとか、行うべきことは全く違うものでありますので、今始めておりますのはまず各課ごとに自分が直接お話をすることを始めております。そしてこの後、議会終わりしな各職員さんと個人面談を、180人を超える職員さんとまず個人面談をしてみようと。その中でどのようなことが問題となっているのか、どのようなことをふだん感じてみえるのかというものをまずは自分が教えていただこうということで、リスニングといいますか、いろいろな課題を抽出している最中でございます。今後そのようなことを続けていきまして、まず大治町が取り組むべきこと、そして今後どのような方向性を向いていく必要があるのかということにつきましては、自分よりも大治町役場で長く働いていただいている先輩方がたくさんいらっしゃいますので、ともに考えそしてどのような方向性を導き出すのがいいのかということを、今後丁寧に話し合っていきたいと思っております。

また、施策面では、ただいまこれは取り組んでいる最中ですので答えがすぐ出るものではないかも知れませんが、二つ方向性を示しております。まずはこれ所信表明でも少しお伝えをさせていただきましたが、決裁権というものを上げていこうということで、各課各部が個人個別で判断のできる裁量を増やそうということです。これは何につなが

るかというと、書類が減少いたします。そして、判断のスピードが速くなります。なぜならば、決裁の権限が小さければ小さいほど町長まで全て判断を押さなければいけなかつたり各級で判断を押さなければいけないということで、そういう案件が決まっているんですね。これをわずか課で現状判断してそして速やかに行えればいいものが、今その権限が少ない部分もありますので、全てが上位決裁を求められるということで事務手数も負担がかかっております。こういったものの省略化というものを速やかに図っていきたい。ここについては内部のルールで変えられるものもございますので、今どのようにしたらいいのかというものを検討しております。ですので判断基準を早く判断スピードを早める。そしてそこに基づく書類というものをそもそも減らそうじゃないかということです考えております。以上でございます。

○10番（林 健児君）

今、御報告がありましたとおり職員一人一人と話し合いをしていくと。それで問題点は何かというのを探って聞いていくんだということをおっしゃられました。今聞いている範囲で構いませんが、今お話しして面談した、数人やられたと思うんですけど、そういう状況でなぜこの職員がやめてったというその問題点、うちで聞いたことがあれば教えていただきたいと思います。

○町長（鈴木康友君）

離職の原因につきまして具体的なものというものについては、自分もまだ聞いてはいない部分ではございますが、お話をさせていただく中で感じる部分といいますか、離職された年齢が30代から40代ということで、こちらにつきまして自分と同世代の方がおやめになられたということでしたので、まずはその世代の方々にお話をさせていただきまして、本当の問題点というのは図っている最中でございますので、この原因につきましてはもう少しお時間をいただけたらと思います。

○10番（林 健児君）

今、問題がなければこういうふうにならなかつたと。もちろんそう、町長言われるとおりで結果というものには必ず原因がある。この原因を知らなければ結果は変わらない。これはもうこれ誰しもが知っているもんですよ。なので、本当にこの問題点はなぜそういうふうになったのかという問題点を改めてこう早く知っていただいて、行政に生かしていただきたいなというふうに思います。

そして今、事務の書類の件だとかそういったスピードの問題で職員の決裁権を増やすとこんなことをおっしゃられましたが、そういう決裁権を増やしてスピードが上がると書類が減る。そういう利点もあると思うんですけど、先般大治町、行政では出さなくともいいお金を出してしまったと、取らなくてはいけないお金を取れなかつたと、こんなことがあります。それっていうのはこの決裁権を増やしてそれが収まるのかどうなのか、その辺のところを聞きたいと思います。

○町長（鈴木康友君）

今いただきました件につきましては、決裁権のスピードそして判断の拡幅において、ミスが発生するのかしないのかというふうな形の質問と受け取ってお答えをさせていただきますが、ミスにつきまして発生したものについてのチェック体制というものについての回覧の在り方というものが上位決裁を求めたからミスが減るというものではないと自分は認識しておりますので、認識のスピードを早める、そして各部局に決裁を判断を求めるという内容においても、ダブルチェックでしたりとかミスをしないという制度づくりというものとは別物だと考えておりますので、決裁のスピードそして書類が減ったことによってミスが減る、減らないということの観点とは違うと捉えておりますので、まずはその事務手数の煩雑さというものを減らしていきたいということで、ミスが起るか起こらないかというものは、職員さんが大量に離職されたときの練度不足という部分も気にしている部分があると思いますので、今後そのあたりも、注意して行っていきたいと思っております。

○10番（林 健児君）

ミスに直結するものではないと、こういったことを町長言われてます。お金の問題というのは町民生活に直結する問題です。ミスを減らすじゃなくてミスをなくしてもらいたいんです。ミスをなくすにはこの決裁権を増やしたらミスがなくなるかとそれを聞いてるんです。決裁権を増やすことによって、チェック体制が少なくなったらミスが増えるんじゃないですか。そうじゃないんですか。

○町長（鈴木康友君）

やはり人間というものは取り組む時間によってミスというものは違ってくると思います。100書類をつくる必要がある日常と80書類をつくる必要がある日常では、80書類をつくる日常のほうがミスが減ると自分は判断しております。つまりそれだけ作成量、個人に対する仕事量というものが負荷がかからなければかからないほど見直す時間も増えます。そういう形で個人個人の負荷を減らすということはミスを防止することにもつながる、つまりスピードという観点でお話をいただいておりますが、こちらの真の目的は、仕事の総量を減らして効率化していくことです。御理解をいただければと思います。

○10番（林 健児君）

わかりました。決裁権を増やすことによってミスは起きないと。それでは、決裁権を増やすと言われていますが、どのようにどういう、お金でお金に対する決裁権を増やすのか、何にどういう、具体的にお答え願いたいというふうに思っています。どのように増やす。

○議長（若山照洋君）

町長大丈夫ですか。大丈夫ですか。

○議長（若山照洋君）

どうされました。

[「暫時休憩取ってもらって、しっかり打ち合わせしていただきたい」の  
声あり]

○町長（鈴木康友君）

暫時休憩お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

はい。決裁権の具体的な内容についてというお問い合わせでございますが、まずは我々が最終的に目指すものについては、議員おっしゃられたとおり金額の判断、金額の上昇をしていくこうという形もございますし、今まで決裁を求めていた内容、例えば書類判断案件についてもここはここの課までいいのではないかということを最終的に目指していきたいと思っております。まずそのためには他市町村の状況もよく確認をいたしまして、そしてまた部課長とも確認をさせていただきまして、どこまでの判断基準をどこまで求めていくかというのを精査していくますが、今後につきましては物事全般の判断の内容ももちろん、部課で決裁ができるようにしたいとも考えておりますし、金額の上限も広げていきたいという方向性では考えております。以上です。

○10番（林 健児君）

るる説明いただきましたが、決裁権について今現状はどうなっているんですか。現状は例えば課長が幾らまでだったら自分で決裁できる。部長だったらこんだけは自分で決裁ができるとか、そういった今の現状を教えてください。

○総務部長（大西英樹君）

細かいところはちょっと今、資料の手持ちがないあれですけども、例えば支払い契約については契約の内容、支払いの内容によって金額に応じて課長決裁なのか部長決裁なのか、これ町長まで行くのかというような取り決めが本町には決裁規程というものが定めてございますので、そこに詳しく表にされております。で、あとは書類、例えば補助金の、今回ミスがあった補助金の申請とか請求とか実績報告、そういうものの類いに

つきましても決裁規程が決まっておりまして、その中では特に金額は多くて例えば100万以上の金額があつて定例的でないもの、こういったものは例えば町長まで、定例化しているようなもの、これは部長までとか、それぞれ細かく一応決めてはございます。先ほど町長が申し上げております決裁権の付与につきましては、当然付与したもの、権限を下げた方たちがきちっと自分たちで判断できるのかというようなところもやっぱりその下の意見も聞きながら、なおかつ、今若い職員が非常に多いですでそういういたところがやっぱり人材育成も十分しながら決裁権を下げていくということは慎重に検討すべきだというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

町長何かありますか。大丈夫ですか。

林 健児議員、どうぞ。

○10番（林 健児君）

今、決裁規程というのがあると。それに基づいてやつとると。それではですね、この決裁権を増やした場合、そこに関しては今この議場でおっしゃられたことなんで、議会にもどういった形で増やしていくのか、これをお示ししていただきたいなというふうに思います。

次にですね財政についてということで、財政については町長が選挙前に町民に配布された討議資料、ビラにはですね、令和6年度9億円の赤字とうたわれておられましたが、本議会の初日の監査委員の報告の中で歳入総額、これ入ってくるお金ですね。そして歳出総額使ったお金を差し引くと、翌年へ繰り越すお金を差し引いた実質収支額は、5億9264万円ほどの黒字との報告がありました。選挙前に配られたビラは間違ったのか、適当に出したのか、この辺についてお願ひします。

○町長（鈴木康友君）

まず赤字という単語につきましては公会計においてはございません。つまりわかりやすいように赤字という単語を使わせていただきました。そして、自分が赤字というものについて何を指し示しているかといいますと、これはかねてよりずっと財政調整基金のマイナス金額だということで定義して赤字だ赤字だというふうにお伝えをしております。これは私が個人で提出している政治報告の中でもうたわせていただいておりまして、収支というものにつきまして公会計においては必ず歳入歳出同額でございます。つまり赤字という概念はございません。が、しかし、それではわからないので赤字という言葉を使いまして、財政調整基金つまり町の貯金額が減っているというところの観点でお伝えをさせていただきました。また、選挙のあった日にちのときには決算が出ておりませんでしたので、今の確定数字というものはございませんでした。つまり何が数字の根拠となっているかといいますと、令和7年3月議会において行われた当初予算の数字で自分はお答えをさせていただいたということで御認識いただければと思います。赤字という

単語について引っかかられるということでしたら、これについては、公会計の中にはない言葉でしたので、誤解を招いたかもしれません。以上です。

○10番（林 健児君）

そういう言われ方をするんですか、町長は。赤字、これって誰が聞いてもわかること。これ赤字ということはマイナスやということ。これは公会計にはない文字やと、今町長そのように言われましたけど、それってこれ町民納得しますか。赤字という言葉はないんですよと。でもですね、黒字はあるんですか。監査委員のですね初日の監査委員の報告では5億9260万ほどの黒字だと報告がありました。黒字という言葉は皆さん御存じですよね。赤字はないんですか。もう一回聞きます。

○町長（鈴木康友君）

お二つお答えをさせていただきます。まず、これ一般質問の中での先ほど定義をしたという内容につきまして、私は、ちなみにこちらに持ってございますがこれが証紙ビラと呼ばれるものです。つまりこれを選挙期間中にお配りした、つまりこれが公約というものと定義をしてお話をしております。林議員がおっしゃっているこのビラの中には、その財務状況のことについては私は触れておりません。

もう一つ、これで答えになったとは思っておりませんのでもう一つお答えをさせていただきますと、赤字はございません。もし赤字というものになりましたら我々、今回の件につきまして、また違うステージに進まなくてはいけないという状況なのでそれを防ぐために、黒赤という宣言をしている部分がございます。ちなみに先ほど言った5億余りの繰越金というものについては執行残と呼ばれるものであります、予算を最初に立てます、それについて使わずに残った部分だよということですので、その財政が基金で判断をした部分について、つまり、その年に100億円使いますと約束したものが95億余りましたというところですが、この5億よりも上回って貯金額を溶かしていた場合は皆さんどう思われますかということで、お答えをさせていただきます。例えば年間100円を使ってお買物に行きましたと、95円のものを買いました。5円余りましたよね。でもその100円ってどこから出ているんですかって言ったら貯金をすり減らして100円を買いに行っていた場合、いつかその貯金はなくなりますよね。でも5円余ってるじゃないかという今議論になっているというふうに認識をしております。5円余ったということではなくて、総資産として幾らうちの町が減っているのかというところで、我々は僕は赤字だということを明言をさせていただきました。その赤字という言葉の定義について間違いだということであればこの場でおわびして訂正を申し上げますが、理念といたしましては大治町の総資産が減っているんだということについてお答えをさせていただくということで御理解いただければと思います。以上です。

○10番（林 健児君）

私が今お尋ねしておるのは、財政調整基金のことはもうちょっと後からもう一回やり

ます。ただ赤字、鈴木新町長のビラ、ここにもあります。何枚か出されておりますよね。令和6年度約9億円の赤字と書いてあります。令和6年度単体の決算が赤字とうたわれとる。これは違うんですかということを申し上げておるんです。財政調整基金が減った、そんなことは言ってません。今、単年度で9億円の赤字だとこのビラにうたわれておるの本当にそうなのかと。それを本当なのかうそなのか。だけど、監査委員の報告は5億9264万円の黒字です。これについてお答えしてくださいと言っているわけです。財調の話は後からやります。

○議長（若山照洋君）

ちょっと暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時38分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

実質収支額につきましては、先ほど御質問をいただいた内容について、赤字ということに関して赤字、収支額がマイナスになった場合は赤字団体ということで認定されるとということで、この赤字という言葉の使い方について自分のほうが誤解を生むということで先ほどおわびして訂正を申し上げましたという形で御理解いただければと思います。その中で先ほど財調の件は別で伺われるということでしたので、5億6000万円の黒字ということについての監査報告は5億6000万の黒字、繰り越すべきものだということで認定でしたので、私の黒字の赤字という指し示し方につきましては、財政調整基金額がマイナスになっているよということで、予算決算執行前の段階でお伝えをしていた内容ですのでうそという形ではございませんが、誤解を招きかける表現でございましたらそちらについては、おわびして訂正申し上げます。以上です。

○10番（林 健児君）

実質収支額、今、町長は5億6000万と言いましたが5億9000万です。そして赤字ということでこの表現を使ったのは訂正するということでわかりました。理解しました。こういった選挙のときには使う言葉それはいろいろあると思いますけど、やはりこの町民に直結する、町民に誤解を招くような表記の仕方はどうかなというふうに私は思います。

そして財政調整基金、これについても町長が出されたビラによりますと、貯金1億しかないということをおっしゃられていきました。町行政改革推進委員会の中で町から報告があったのは、6年度3月時点で12億7258万2000円でした。当初予算で取り崩したのが3

億ということで7月末時点でも9億7300万程度の報告がありました。ちなみにですね、この委員会での町の試算によると、7年度末で10億3000万、8年度末で10億4000万程度と言わっていました。この違いについて町長はどのように考えておられますか。まだ確定金額されてなかったというものの、いろいろこうるるお話がありましてですね。町長の言われていることが本当にこう整合性あるんかというところを問いたいなというふうに思います。

○町長（鈴木康友君）

発出いたしました数字につきましては、令和7年度3月議会時点、当初時点に出された数字をもとにいたしております。その時点では行財政推進改革委員会も行われておりませんでしたし決算も進んでいないので、不用額つまり余った額等の試算が進んでいない状況でございました。つまり、あそこで自分が出したビラにつきましては、その時点でわかり得る数字という形で発出してしておりますので、何かしらの誤解を招くものもしくは印象操作等をしたということではございません。その時点で開示されている数字をもとに出している数字でございます。以上です。

○10番（林 健児君）

つまり不確定な数字を表沙汰に出したということですね。まず現状ですね、決算を待たない状態でこれだけしかないというのを打ち出したということで間違いないですね。これって町民生活に直結する町民の不安をあおるような言葉です。こんだけしかないなと、こんだけしかないんだと、お金ないんだと。そういう状況で町長が発信されたということは、本当にこの1億円というふうに思われる方が町民の方でめちゃめちゃおられるということです。恐らく私以外の議員も町にお金もう1億しかないらしいじゃないかと言われた方がたくさんみえると思います。このようですね町民の不安をあおるうこと、それっていうのは町長が思っておられることなんでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

私が提出した数字につきましては、令和7年度3月で提出された当初予算に全て記載がございます。その時点で大治町の令和7年度終了時点、また8年度で当初予算が編成できるのかというものについては1億円余りの財政調整基金額になるということで予算書にきちんと書いてあります。つまり、7年度の予算執行の状況を見て、あの予測を立てるものです。予算書というのは予測です。決算書は結論です。ですから予算という時点では予測を立てざるを得ない。これは経済も一緒だと思います。つまり我々はそれを予測してこうなる危機を防ごうということでいろいろ発信をしたということですので、不確定な数字といったら経済学が成り立たないと思います。不確定ではなく、我々は予測をしてそしてそれに対して対処をしていくという必要がある。つまり、その数字が確定数字ではないのかとおっしゃられれば確定数字ではございません。あくまで示されたものについては令和7年度3月に出された当初予算案をベースにし、自分が予測してこ

うならないために頑張ろうというふうに指し示したものでございます。そのようにお受け取りいただければと思います。以上です。

○10番（林 健児君）

はいわかりました。今、確定ではない金額を表沙汰にしたと。でもそれは確定ではなくて当初予算には一応出していた。でも確定してはないと。確定するのは9月ですよね。9月に確定する。でもその金額は9月に確定するということは町長もすぐ行政の勉強したわけじゃなく議員もやられてました。それは9月の時点じゃないと確定しないということはわかった上で、町長も答えられるとと思うんですよね。そういうことをですね、これを選挙のツールなのか何か知りませんけど、そういうところに登用されたと。でもこれは現に町民の不安をあおっておるというふうに私は解釈します。なので本当にこういろいろこう、あることないこと発信するのかどうなのか私も知りませんけど、本当に正しいこと、そして町民の利益になることを発信していただきたいなというふうに思います。今議会では先ほど町長は、町長報酬を800万減額するとおっしゃられましたけど、800万に減額するということですね。

○町長（鈴木康友君）

はい。おっしゃられるとおり800万に減額。800万へ減額ですね、はい。

○10番（林 健児君）

それでは町長報酬を年間800万に削減した場合の財政効果っていうのは幾らを見込んでいるのか。またこの町全体の予算規模の中で、これが財政再建にどの程度の実効性を持つのか、それをお聞きしたいと思います。

○町長（鈴木康友君）

削減額については、今細かく数字を持ち合わせておりませんのである程度の金額削減という形でなると思われます。そしてそのものにつきましてどのような効果を期待しているのかということではございますが、まずは緊縮財政を行うということにつきましては、町の皆様のサービスが大きく削られるということに直結いたします。その折にやはりトップである者が身を切って、このような形で支出を抑えていくことで姿勢を示させていただいたというものについてでございます。財政的にももちろん何百万かの削減の効果はございますが、それ以上にまずはここまでして大治町は財政を立て直していくかなければいけないんだという姿勢のあらわれという形で覚悟を持ってその数字を出させていただいたというものでございますので、そのようにお受け取りいただければと思います。以上です。

○10番（林 健児君）

今、町長言われましたように、やっぱりこうトップとなるべき方はこの思い、思いというものがもうめちゃくちゃ重要。本当にこういうふうにしていくんだという思いが本当に重要だと思います。ただ、なぜこれが800万だったのか、これ600万だったらいかん

かつたんですか、町長。

○町長（鈴木康友君）

800万の根拠というものにつきましては、まずは、削減をする額に当たって同じ質問を実は選挙中にもいただいております。600万ではいかんのか、ただではいかんのか。はい、それでも人によっては可能だとおっしゃられるかもしれません。しかし自分が一番考えておりましたのは、やはり周辺自治体と調和を図っていく部分もあるうということでございまして、周辺の選挙におきましても、これは名古屋の市長が800万とうたつたからということもあるかもしれません、やはり800万というものについての数字というものは、一定額というものの存在しましたのでそこを参考にさせていただいたという部分がございます。実際に自分、そういうところについてでしたり、実際に取り組んでいるところとかについてもいろいろと意見交換をさせていただきました。直近では武豊町の町長が新町長のほうも800万ということでうたっておりました。なぜ800万、600万ではいけないのかという形になりますと、逆に言うと値下げ合戦が起こってもいけないという形で、やはりある程度の基準であわせていくというのも望ましいかと思いますので800万という数字を選びました。以上です。

○10番（林 健児君）

今の町長の回答の中でね、大体適当やと。名古屋市長を例に出されてお話しされました。それでは名古屋市長を例に出した場合、大治町の首長と名古屋市の首長。仕事量つてどれぐらい違うんでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

同じでございます。なぜならば、我々は365日24時間、公務でございます。つまりその量というものははかれないものでございますので、全首長そして県知事含め皆同じだと認識しております。

○10番（林 健児君）

わかりました。800万でいかれるということですね。緊縮財政を今町長の打ち出しておられます、この緊縮これも町民に直結するような内容のお話だというふうに思います。今、町の公共施設、本当に高齢者等が利用されて非常にもう使いやすいというお話がありますが、この公共施設使用料っていうのも見直しということでこれ上げるんですか。

○町長（鈴木康友君）

公共施設につきましては行財政改革のほうでも御提示をさせていただきました。今、金額の見直し、つまり値上げも検討している最中でございます。以上です。

○10番（林 健児君）

ということは値上げをしていくという方向だということですね。今、町長はイベントを支援して魅力のあるまちへしていくという状況で、この緊縮財政、各種団体への補助金も行財政改革委員会の中では30%を目標に削減していくという方向にいます。本町の

イベントを代表して盛り上げていただいている「大治太鼓保存会」や「雅の会」やなんかも削減と。8年度は同じく30%の削減という案が出ています。私が思うんです、これ支援すると逆の方向じゃないかなというふうに思うんですけどいかがですか。

○町長（鈴木康友君）

支援という言葉は幅が広いので、支援というものについては金額の支援だけが支援ではないと認識しております。例えば、今まで使えなかった施設が使えるようになる。使用時間が長くなる等についてさまざまな支援を考えていく必要があわせてあると思いますが、しかし今の行財政改革を行っている昨今におきまして、本当に金銭面での支援というのは大変難しい状況だということは認識しております。以上です。

○10番（林 健児君）

施設の使える場所を増やすだとか。そういうたちょっと歯切れの悪い返答だったんですけど、具体的に「大治太鼓」や「雅の会」をどういった、お金以外でどういったものがあるんですか。例えばこの二つで大丈夫です。この二つについてお答えください。

○町長（鈴木康友君）

今、たった今行財政改革も行っている最中でございまして、これこそ確定していない内容につきます。ですので歯切れの悪い回答ということで申し訳ないんですが、今、さまざまな団体があります。ひょっとしたらその団体についてもゼロの可能性だってあるところもあるかもしれません。そういう中で今本当に心苦しいながらそうせざるを得ないぐらい大治町が苦しいということを、必死になって何とか成立する数字をつくっていらっしゃらないかというのが今回の行財政改革でございます。

また3月の当初予算でも附帯決議が付されました。その中でも「財政の緊縮を求む」ということで数字の見直しということで、緊急で令和7年度これは異例でございます。当初予算執行している最中に執行停止や執行の削減を行っているというのが実態です。ですので今後もこのような形で行う中で、先ほど申し上げましたが、この施設が使えなかったことが使えるようになるというのは実は大きなことだと認識しています。今まで例えばマルシェ等で開きたいと言っているものが開けなかった広場とかに広げ、使えるようになるといったら今までゼロだったイベントが起きる可能性がある。こういったものを目指していきたいと思っておりますので、お金だけではないさまざまな形の支援、そしてルールづくりというのも今後視野に入れて支援をしていきたいと思っております、以上です。

○10番（林 健児君）

いまいちよくわからないような御答弁だったんですけど、そしたらこれまで私たちのまちをつくってこられた本当の大先輩である老人クラブの運営補助金も8年度以降30%削減が見込まれています。これっていうのは高齢者福祉の支援と言えるものなんでしょうか。町長お答えください。

○町長（鈴木康友君）

もちろん、あればさまざまな支援を打ちたいです。そのとおりです。給食費だってただにしたい。学費だって無償にしたい。老人福祉だって全部負担なくしたい。そう思いはございます。しかし、現在収入が伸び悩んでいる大治町において、現状のサービスの維持ができなくなっているんです。これは事実です。それをともに痛みを分かち合って、何とか立て直していこうという最中なんですよ。そこにおいてまず800万というものについて打ち出しております。自分の年収をまず削ろうと、そういったところからスタートだと思っております。それだけ大治町というのは今余裕がないということなので、支援の減退なのではないですか。もちろん減退かもしれません。がしかし、今それだけしなければ存続ができない状況において大治町が破綻するよりは、皆さんでもう少し苦しい思いをしていただけませんかとお願いをし続けるのが自分の役割だと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

町長の苦しい胸の内は我々も財布の中身を見とる以上はわかるんです。ただ、本当にこう町長はおっしゃられたこの内容、自分がしゃべった内容については自分で説明していかなくちゃいけない。ここが一番重要なところ。なので、苦しいからこう、じゃ、なぜ言ったのと。こういう話になるんです。人件費も職員の人件費も削減していくという、人件費削減について庁舎の開庁時間も変更したいというようなことを行政のほうから少し聞いたんですけど、それについては、そういった方向で進んでいくのか。教えていただきたいと思います。

○議長（若山照洋君）

傍聴者の方、お静かにお願いします。

町長大丈夫ですか。町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

役場の開庁時間につきましては周辺自治体がもう相次いでその実施を行っております。直近ではあま市のほうが議会計上ということで、その流れに進んでいることは間違いございません。本町の開庁時間につきましては見直しといいますか、開庁時間を短くするという方向で今検討に入っているところでございます。

○10番（林 健児君）

わかりました。次に行きます。今、スポーツセンターリノベーションということで進められておるわけですが、こここのカフェコーナー、この運営に財源というのはこれまたかかるくるんですけど、この運営方法というのは町長はどうされていかれるつもりなんでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

議長、暫時休憩お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時02分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

先ほどいただきましたカフェ運営についての御質問についてですが、カフェ運営につきましては進める方向で検討しておりますが、何分行財政改革の中でも検討している最中でございますので、その行財政改革の中でも方向性をきちんと見い出せませたら、商工会のほうともよく協議をして進めていきたいと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

カフェコーナーについても商工会に委託して進めてきたんやということで間違いないですね。これカフェコーナーの運営に関して町長も議員時代にいかがなもんかというようなことをおっしゃられておったような記憶もあるんですけど、それについてはその当時から比べたらちょっと行政に入って心が変わったと、そんなようなことでよろしいでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

行政に入ったということは関係がございません。5億8000万円を投じてそしてここまで工事が進んで、今まさにその施設が生まれようとしているものについては最大限有効活用していくというものが筋ではないかと思っております。ですのでこれは議員時代のころとも同じです。ただあれよりも時期が過ぎたということです。今かなり完成に向けて進んでいる最中です。もう箱物も決まっております。自分がお話をしていたのは2年前から設計段階のときからお話をしている部分ではございますので、もうここまで公費を投じてつくっているものについて最大限活用していくという方向で考えております。以上です。

○10番（林 健児君）

今、町長言われたのは箱については町長おっしゃるとおり。ただ運営についてはこれからなんです。運営についても商工会に委託して当初の予定どおりこれは進めいかれるとそんなような考えでよろしいですか。

○町長（鈴木康友君）

先ほど答弁させていただきましたとおり、何分行財政改革の最中でございますので、

その部分についてちゃんと検討、方向性を見い出した後に商工会と協議をして、まずは運営方法について進めていきたいと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

はいわかりました。ではもう一枚町長が出されておるビラ、変えないとどうなると。こういったビラの中である掲示されておられます。大治町の安心安全を守るためやるべきこととして明記されております。住民税は上げるんですか。この点についてお答えください。

○町長（鈴木康友君）

今のところそのような検討はございません。はい。行財政改革等々の中でもしそのようないい指針が発表されましたら、その方向になったというふうで御検討いただければと思います。現段階ではそのような考え方やそのような検討はございません。

○10番（林 健児君）

給食費は大幅に上げていくんですか。

○町長（鈴木康友君）

こちらにつきましても別の議員から一般質問でもいただいておりますが、皆様御心配をいただいているとおりでございまして、物価高そして米の値段も高騰しております。現在の価格でやりくりすることが困難なさなかにどのようにすべきか。どこに公費を投じていくべきかというところを今行財政改革の中で図っている最中でございますので、議員も委員の中に入って一緒に検討していただいている最中だと思いますので、何とぞそのバランスを見つつというところで、明確な回答はできかねるというところが今の状況でございます。以上です。

○10番（林 健児君）

18歳までの医療費無償、今18歳まで医療費無償になっております。これってのは廃止するんですか。

○町長（鈴木康友君）

廃止という、言葉の意味がよくわかりかねる部分はあるんですけども。

○10番（林 健児君）

自分で書いとるやん。

○町長（鈴木康友君）

廃止……。

○10番（林 健児君）

廃止と書かれていますけど、言葉の意味がわからずに書いたんですか。

○町長（鈴木康友君）

廃止というものにつきましては、段階的な年齢引下げも検討せざるを得ない部分はあります。ですが、今まさにそこを行財政改革の中で何を削減していくのか、そして何を

減らせば一つのものなくせば、今の大治町の財政不安な状況、財政調整基金と呼ばれる大治町の資金が減っていくという状況が防げるというものではございませんので、こちらも多角的に見てまた判断していきたいと思います。以上です。

○10番（林 健児君）

今、お聞きしたことは町長が自ら書かれたこと、それをお聞きしました。どれについても町長は明確な回答をされた。あやふやな状態、今は検討しています。まあ、それはそれで検討された結果をまたどういうふうになるのか、それは議会にお示しさせていただきたいんですけど、もう一つはこれは非常に町長が議員時代におっしゃられておったこと、国民健康保険については一般財源を入れずに国保税を上げて対応していかれるのかどうなのか。これはもう国保使われておる方には非常に直結する問題となっておりますのでこの辺をお聞きします。

○町長（鈴木康友君）

こちらも、現在算出をしている最中ではございますが、蟹江町も大幅に値上げをいたしました。これは県が示す金額相當に準ずる相当の値上げをしております。同等の予算規模そして同等の人口を保有する大治町も、蟹江の例を参考に保険料は検討せざるを得ない、そのように考えております。

○10番（林 健児君）

国保税を上げていくということだと思うんですけど、一般財源を入れずにというふうに言われていますけど、一般財源を入れないんですか。

○町長（鈴木康友君）

行財政改革の中ではそのところまではお示しはしていなかったかと思いますが、来年度の繰り入れについてはしない方向で検討していかざるを得ないと思っております。以上です。

○10番（林 健児君）

来年度は一般財源を国保税には入れないということで、これで本当に国保が運営できるのかどうなのかそこを答弁願いたい。

○町長（鈴木康友君）

繰り入れをしない部分につきましては、先ほど議員が質問いただいたとおり値上げをせざるを得ないというところは避けられないかと思います。ただそれが幾らになるのか、どのような形、幾らであれば国保運営ができるのかというのを来年度といいますか1月の本算定ですね。こちらの県からの算定を待たなければ来年度我々が幾らで運営ができるのかというものの数値が出てこないという部分もございますので、明確な数字はお答えしかねますが、基金を繰り入れない以上はその分値上げをせざるを得ないというのは事実でございます。以上です。

○10番（林 健児君）

はい。ありがとうございます。今、町長は一般財源を来年度入れないということを明言されましたので、そこを我々議会も注視して今後見ていきたいなというふうに思います。

最後に公約についてということで、本町は名古屋市への通勤者が非常に多く名古屋市のベッドタウンとなっており、人口の構成比率については高齢化傾向にあるものの、全町市街化区域のため建て売り住宅が多く建設され、共働き世帯や単身者が多く転入しており、緩やかな人口の増加が続き世帯の小規模化がうかがえます。また一方で30年以上暮らしている方も多くお見えになります。こうした状況の中、町長は所信表明にて重点事項として予算の削減、ふるさと納税など新たな歳入獲得の促進、そして工事等の発注方式などの事務の見直しの3点をおっしゃられましたが、特に大きな目玉的な施策がなかったので、大治町を今変えなければならないとうたっておられた町長に、ある町民から「当たり障りのない所信表明で少し残念やった」という声も聞きました。変えていくとすれば、大きなビジョンで町を引っ張っていただきたいというふうに思います。例えば老朽化した庁舎を神戸市役所のように民間のお金を利用して建てかえるとか、めちゃくちゃ大きい事業ですね、砂子南西部に大規模な商業施設をつくるとか、このような大きなビジョンを示していただきたかったなというふうに思います。

今の町長報酬ですが、任期中、町長の任期中はこの800万でいくんですか。

○町長（鈴木康友君）

現時点で任期中800万の町長報酬で進めていきたいとは思っております。以上です。

○議長（若山照洋君）

町長、済みません。ビジョンの中、大きなものはなかった、この辺は。所信表明の中だけのこと、町長の……

○町長（鈴木康友君）

もう一回再質問していただきいいですかまとめて。質問形式がちょっとわかりづらかった。申し訳ないですが、ちょっと最後の質問の要件を。

○議長（若山照洋君）

健児さん、もう一回ビジョンっていうかその辺もう一回言ってもらっていいですか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

庁舎の民間とコラボレーションいたしまして改修などさまざまな考えがあるということも存じ上げておりますが、大治町においては今本当に取り組まなければいけないことがほかにもたくさんございます。その中で今まだ計画等々で策定ができるていないのでうたえませんが、これは今年の3月なのかもしくは近いうちに、またその計画をきちんと立てて発表していくけるものもございますが、まずは砂子南のところというふうに単語が出ましたが、土地整理事業については今後こちらについては強力に推進をしていきたいとは自分思っております。

また、先ほど「大きいことなかったね」というふうにおっしゃられておりますが、大きいことをなすというものも必要なのですが、今の大治町そこに対して、大きく人が離職されたりとか大きなプロジェクトを動かしていくための状況にございません。まずはそこを整えて、財政的にも収支健全化を図った上で次のビジョンを見ていこうじゃないかということでございます。ここ2年は緊縮の財政、そして組織内の立て直しを含め、今大治町は大きく傷ついております。流血している最中だと認識しております。そこをまず防ぐ。そのあとで状況が好転いたしましたら、新たなところに踏み出していくための計画を流血を防いでいる最中に必ずお示しできるかと思いますので、もうしばらくお時間をいただければと思います。

○10番（林 健児君）

わかりました。それでは副町長は置かないんですか。

○町長（鈴木康友君）

副町長につきましては、新聞報道にも出ましたが業務を進めていく中で必要だと思われる方がいたらまた就任いただいて、先ほどお伝えしたプロジェクト等々についてともに進めていけるという形になろうかと思いますので、今はよき方がいらっしゃったらというところで今検討している最中でございます。以上です。

○10番（林 健児君）

副町長に関しては一時停止と、こんなことですね。

公立学校の学校改革ということで教育長にある方を登用するとSNSでは明言されておられましたが、今回の議会で他の方が提案されました。なぜ明言された方とは違う方が提案されたのですか。町長、お答えください。

○町長（鈴木康友君）

いろいろと推薦等々ございました。多角的に見て最終的にその状況が好ましいと判断したものでございます。着任してから新たな情報、そしてたくさんの方と触れ合う、触れるといいますか情報がありましたので、その中で最終的に今の形が望ましいと判断して御提案をさせていただきました。以上です。

○10番（林 健児君）

これも中に入つていろんな方と触れ合つてこれも変わつたということですね。非常に言われていることとやられておられることが違うんで我々ちょっと議員も混乱しておるんです。

公用車廃止とうたつておられましたが、公用車を廃止するんですか。今何かそういう就任初日から何か乗り回しとるという話なんんですけど、どんなもんでしよう。

○町長（鈴木康友君）

はい、大変有効に活用をさせていただいております。こちらにつきましては確認をさせていただきましたが、契約期間そしてリース期間満了に伴う補填額というものがございますので、今キャンセルをいたしますと実質使つていった金額とそこまで削減幅がない上に1台車が失われるという状況であれば今の車をリース満了まで使い切るほうが合理的な判断だということで至つております。リース満了後は今の車ではない形のものを模索する必要があります。ちなみに公用車を廃止するのか、町長専用車を廃止するといった形ですので、町長専用車ではなく公用車として使える車という形にしていくべきではないかなと思っております。車の台数はどちらにしても必要ですので、そのように考えております。以上です。

○10番（林 健児君）

公用車廃止と町長うたつておられるんですよね。公用車を置かないけど、町長専用車を置くと。ちょっと何かようわからんような話なんんですけど、もうそんなもうアバウトな話を発信されたんですか。それってそれでいいですか。やっぱりこう言われたことはやっていくというこの姿勢が周りの人たちを引きつけて町民からも支持される、そんなようなことじゃないのかなと僕は思うんですけど、その辺いかがですか。

○町長（鈴木康友君）

議員のおっしゃられることはもちろんだと思います。しかし、いろいろな条件を確認をした上で、これだけ変化の激しい世の中ですから、公サービスについては永久を求める部分もありますがやはり変化をしていくということは大事だと思います。自分の場合は先ほどの言葉遊びではありません。町長専用車を廃止ということは公用車となるということですから、多くの人が使える車を1台増やすということです。つまり利用勝手のいい車が1台増えるわけです。10台あったとしたら9台が職員が使える車、1台が町長専用車となっているものを10台公用車にしようということなので、これは大きく意味が違つていてると思います。言葉遊びではございません。ですので町長専用車を廃止して公用に使える車を一つ用意しようというところの意図についてはそのように御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（若山照洋君）

林 健児議員。残り2分です

○10番 (林 健児君)

はい、公用車廃止してクラウンをリース期間が来たらばそれ返しちやうと。そして今度はアルファードみたいなああいったものを用意すると。そういうふうに聞こえるんですけど、それで間違いないですかね町長。

○町長 (鈴木康友君)

車種についてはまだ検討しておりませんが、そのような形で捉えていただいて構いません。なぜならば、お客様の中には多くの賓客がございます。大治町としてやはり重大な重要なお客様をお迎えするときに、軽自動車ではいかがなものかというところがございます。これは町の品位だと考えておりますので、やはりお客様はきちんと応接をするべき必要があるだろう。ですからお客様に失礼がない程度で、かつ利用があって、また災害等を考えたときに必要なる形の車を用意するのがふさわしいのではないかと認識しております以上です。

○10番 (林 健児君)

それであれば私も一町民として公用車廃止ということはうたわないほうがよかったです。公用車廃止はしないけどみんなで使える車を買ふと。なんやつたらそつちのほうが高いんぢやうかというようなところです。これも町長が言われたことは、もう言われた言葉を我々はそれを真摯に受け止めてそこを本当に遂行していくのか。それが本当に正しいのかというのを議会で見ていく必要があると思うんですね。るる答弁はありがとうございました。今伺った内容が我々議会は内容が町民にとって十分な説明責任を果たすものであるかどうか。私は厳しく検証してまいります。町民の期待にこたえる町政となるよう引き続き厳しく見守っていく所存です。私たちは大治町を安心安全なよりよいまちへ導いていただけるようお願いし、私の質問を終わります。

○議長（着山照洋君）

10番林 健児議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

A decorative horizontal line consisting of a series of wavy, curved segments. In the center of the line is a single, solid circle.

午前11時31分 休憩

午前11時33分 再開

A decorative horizontal line consisting of a wavy line on the left and right sides, with a solid circle in the center.

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番吉原経夫議員の一般質問を許します。

○11番 (吉原経夫君)

11番吉原経夫でございます。一般質問をさせていただきます。

1、情報公開請求された方の個人情報を職員が関係先に漏らした事例があつたが、町長としてこの担当職員と関係職員などに対してどのように対応していくつもりなのかと題して質問させていただきます。

他市町のA議員が大治町に対して大治町のB議員に関しての公文書があるのかどうか情報公開請求されました。このことについて情報公開請求された方の氏名などの個人情報を、B議員に町職員が漏らした事例がございました。それは事実でしょうか。もし事実ならそれはどのような法律や法令、条例などに違反すると考えているのでしょうか。またその場合、罰則はどうなっているのでしょうか。もし事実ならこの職員は自分だけの考えで個人情報を漏らしたのでしょうか。また上司などの意を酌むなどのため行ったのでしょうか。もし事実なら町長としてこの職員と関係職員などに対してどのように対応していくつもりなのでしょうか。

2、財政調整基金が必要とされる額に現在達しているならば、町民サービスの低下につながる歳出削減を、もうこれ以上やるべきではないと考えるがどうか、と題して質問させていただきます。

現在、財政調整基金はどれだけあるのでしょうか。またどれだけ必要と考えているんでしょう。もし財政調整基金が必要と考えている額に現在達しているならば、町民サービスの低下につながる歳出削減をもうこれ以上やるべきではないと考えますがどうでしょうか。

3、財政調整基金が急激に減ってきたのは、大型公共事業に一度にお金を使い過ぎたためであると考えるが、町の考えはどうかと題して質問させていただきます。

町の財政調整基金が急激に減ってきたのは、大型公共事業に一度にお金を使い過ぎたためであると考えます。国の地方交付税制度によって全ての地方自治体は一定の水準を維持し得る財源が保障されています。地方自治体が行う仕事が幾らかかるかを示した基準財政需要額から、幾ら収入があるかを示した標準的税収入見込額が75%である基準財政収入額を引いた額が不足分として国から普通交付税措置されます。ちょっと説明が難しいんですが、言いたいことはですね、つまり扶助費などが急増しても基本的には地方交付税措置され財政調整基金が急激に減ることはないと考えています。基本的には標準的収入見込額の25%が自治体独自で使えますが、それを使い過ぎた場合、財政調整基金が減っていくのです。だから、町の財政調整基金が急激に減ってきたのは、大型公共事業に一度にお金を使い過ぎたためではないんでしょうか。町として公共事業の進め方をどう考えているのでしょうか。

4、公共事業を行うには技術職員が必要であると考えるが、現在十分確保されているのかと題して質問させていただきます。

都市計画道路や都市公園、公共下水道建設などの公共事業を行うには、技術職員が必要であると考えます。法的にどのような事業にどのような資格を持った技術職員が必要

なのか詳細な説明を求めます。

また、公共事業を行うに当たって法的には資格を持った技術職員が必要でないとしても、専門知識を持った技術職員は必要だと考えています。最低何人の技術職員が必要だと考えているのでしょうか。今、何人の技術職員が在籍していて、どのような資格を持っているのでしょうか。

5、不登校の子供のためのフリースクールなどへ通う子供たちへの経済的支援を国に求めるとともに、町単独での支援も必要であると考えるがどうかと題して質問させていただきます。

不登校の子供のためのフリースクールなどへ通う子供たちへの経済的支援が必要であると考えます。令和5年3月定例会において、全会一致で国に対してフリースクールなどへの経済的支援制度の確立を求める意見書を国に対して提出しました。町長として同様の要望を国に対して行うべきであると考えますがどうでしょうか。

また、東京都は2024年から都単独の補助制度を導入しています。名古屋市も同様の制度導入に向けて検討を始めています。大治町も同様に町単独での支援も必要であると考えますがどうでしょうか。校内フリースクールという制度があると聞いています。町内の小・中学校に導入できるような制度なのでしょうか。また導入予定はあるのでしょうか。

6、多世代交流センター浴室の利用が休止されているが、どのようにしていくのかと題して質問させていただきます。

多世代交流センター浴室の利用が4月11日から休止され、運営方法などの見直しを図っていると聞いています。施設の現在の状況と今までの検討結果はどうなっているのでしょうか。多世代交流センターは指定避難所に指定されており、入浴施設は必要だと考えています。町の財政の問題もありますが、浴室を今後どうしていく考えなんでしょうか。以上で1回目の質問終わらせていただきます。

○総務部長（大西英樹君）

それではまず1点目です。情報公開請求につきまして御質問いただきました。当該請求内容に関わる当事者の方に対して事実確認をした際に、情報公開請求された方の氏名も伝えたことは事実でございます。その請求者の方にはそういった事実をお話をして、謝罪をさせていただいたところでございます。どのような法律、法令や条例などに違反しているかということにつきましては、事実確認のために情報公開請求があつたことや開示する情報の内容を伝えることは禁止はされておりませんが、請求者の情報まで伝える行為は条例の趣旨からして適切ではなかったと認識しております。この件につきましては私の判断でそういうような行為に及んだわけですが、こういったことを後で調べますと適切ではなかったということですので、この件につきましては大変申し訳なかったと感じております。

また、地方公務員法の守秘義務違反に違反するおそれがあるんじゃないかというようなことも考えております。罰則はどうなってるかということですが、地方公務員法には罰則規定がございます。自分だけの考えで個人情報を漏らしたのか、上司などの意を酌むなどのために行ったのかという御質問に対しては、そういう意図は一切ございません。あとは町長として関係職員などどのように対応していくつもりなのかということございます。この件につきましては、情報公開制度それから個人情報保護制度に関する認識不足、こういったところが原因だと考えておりますので、職員に対しては研修を通じて認識を高め、再発防止に努めてまいりますが、大変申し訳ございませんでした。

続きまして2問目でございます。財政調整基金のことでございますが、令和7年の8月末現在で9億7258万2804円となっております。次にどれだけ必要かということにつきましては、本町の標準財政規模は70億程度になっておりますが、この20%程度、14億円程度が理想ではないかと考えております。また現在進めております行財政改革の状況を踏まえましても、今後財政調整基金は減少していくという見込みになっておりますので、そのためにはさらなる行財政改革を進めていく必要があると考えております。行財政改革を進めるに当たりましては町民サービスの低下は可能な限り抑えつつ、町民の皆様に御理解いただけるよう丁寧に情報発信してまいりたいと考えております。また、新たな歳入確保についてもいろいろと検討していきたいと考えております。

続きまして大型事業・公共事業について御質問いただきました。大規模な公共事業につきましては長期事業計画というものがありますが、これを毎年更新して優先順位を決めて事業を実施しております。その際には財政負担を平準化して予算計上しております。事業の予算化に当たっては補助金や起債、そういうものを活用して財政負担の軽減を限りなく図っておるところでございます。そのため大型公共事業の実施のみが財政調整基金の減少の理由ではないと考えております。扶助費であったり物件費、人件費などの各経費が高騰しているというようなことも考えられます。普通交付税は国が標準的な水準により算定をしております。本町におきましては実際の支出額の全てが交付されるわけではありません。したがいまして例えば本町の決算状況に鑑みましても、保育などいろいろな医療とかといった社会保障、扶助費などの経費の増加に対して普通交付税により全てが措置されているわけではございません。

次に公共事業の進め方でございますが、今後予定している大規模事業としましては、先ほど町長の他の議員からの質問もありましたとおり大治南小学校の長寿命化の工事ですね、こういったところを予定しております。今後も国の補助金や有利な起債などの制度を活用しながら財政状況を鑑み、優先順位をつけて事業を進めてまいります。私からは以上です。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

はい。続きまして四つ目の公共事業の技術職員についての御質問でございます。まず、

法的にどのような事業にどのような資格を持った職員が必要かという御質問です。公共事業の発注をするに当たりまして資格を持った職員は必要ではありませんが、土木工事で計画、施工及び管理を行う上で専門的な知識を持った土木施工管理技士の資格を持った職員がいることが望ましいとは考えております。

次に、最低何人の技術職員が必要かという御質問でございます。このものにつきましては、工事発注におきまして、施工確認、把握、適正な履行を確保するために、工事規模によっては監督員を3人置く必要がございますので、都市整備課で補佐1人、建設係2人、都市計画係に2人の5人。下水道課で工務係2人の技術職員が必要と考えております。

次に、何人の技術職員が在籍しているか、どのような資格を持っているかという御質問でございます。建設部といたしましては管理職を含めて都市整備課に4人、下水道課に1人の技術職員が在籍しております。資格につきましては、土木施工管理技士を持っている職員もいますが、今後持っていない職員については、土木施工管理技士の資格を取得する予定でございますのでよろしくお願ひいたします。私からは以上です。

○町長（鈴木康友君）

不登校の子供たちのフリースクールなど経済的支援を国に求める、これを町長として同様の要望を国に対して行うべきと考えるがどうかという御質問でございますが、必要な支援について国より行っていただきたいと考えておりますので、機会をとらえて行ってまいりたいと考えております。

また、大治町も同様に町単独での支援も必要であると考えるがどうかとの質問もございましたが、今回につきまして何とぞ行財政改革推進の途中、また、並びに他市町村の状況も踏まえて、この件については検討してまいりたいと考えております。あの質問は、部長より答弁いただきます。

○教育部長（水野泰博君）

はい、校内フリースクールが町内の小・中学校に導入できるような制度かとの御質問でございますが、議員のおっしゃる校内フリースクールにつきましては文科省が言うところの設置を推進している校内教育支援センターというものであるというふうには考えております。学校へは行けるけども自分のクラスには入れない。少し気持ちを落ちつかせてリラックスしたときに利用できるような校内の空き教室などを活用した部屋であるというふうに思われますが、校内教育支援センターにつきましては町内の小中学校においても設置することは可能でございます。また、その導入予定はあるかとの御質問ですが、校内教育支援センターは児童生徒の多様な学びの場の一つであると考えておりますが、現状空き教室、あと配置する人員などという課題もございますので、設置に向けては今後検討を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

続きまして6問目になります。多世代交流センター浴室についての御質問でございます。施設の現在の状況でございますが、一日平均の利用者は令和5年度は8月から3月になりますが33.4人、令和6年度は68.5人と、利用者は増加傾向にございます。

次に浴室でございますが4月11日より休止をしております。休止の理由といたしましては当初設備の不具合があり、部品の交換に伴う費用を確認しておりましたが、当町の財政状況を考慮し当分の間休止することといたしました。これに伴いまして土曜日につきましては総合福祉センターを御利用いただいております。

最後に、浴室の今後につきましては災害時に利用することも想定しておりますので、現在は災害時には稼働できるよう最低限の維持管理を行っているところでございます。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

1番目から質問させていただきますが、一つ目ですね、この情報漏えい、個人情報の情報漏えいですが、総務部長の判断で行った答弁いただきましたが、これは総務部長が漏らした。直接漏らしたというふうなことでいいんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

そのとおりでございます。

○11番（吉原経夫君）

情報公開の担当部署は総務部総務課でございます。総務課は選挙管理委員会書記局も兼ねております。この情報漏えいの時期は大治町長選挙直前でございます。関係した二人の議員は、前の町長選挙でね7月の町長選挙で大いに動かされたと聞いております。つまり選挙の公平性ですね。これ、町民に疑われる事例であると私は考えますが、その点の認識はあるのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

今回その情報公開請求された方、それから内容までここで細かく説明することは差し控えますが、どなたから請求があったのか、どんな内容で請求があったかということを鑑みまして、私はそのときはそのように伝えたほうがいいだろうという判断をしました。結果的には適切でなかったというところは大変恐縮でございますが、それ以外の何の意図もありませんし、選挙の時期だからその方が情報公開請求されたのかそういったこともわかりませんし、私が言えることはそういったことは一切関係ございません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

私、選挙の時期だから情報公開請求されたなんて一言も言っていません。そんなことも聞いてませんし、その当人からも。私は情報公開請求された方の個人情報を漏らした総務部長が、これ今回町長選挙の直前だったということで何か意図があったのかと聞いたんであってね、議員二人の方に全然問題ない話で、そこら辺ですね、選挙の公平性に

関わる疑われるようなことを町の職員が行ったと、そういう認識はあるのかと聞いてございます。

○総務部長（大西英樹君）

繰り返しになりますけれども、我々は特に私、総務部長という立場、選挙管理委員会、選挙でも所管しておりますので、そういう選挙運動一切できません。これは法律で決められておりますので、そういうことは私は一切やっておりません。以上です。

○11番（吉原経夫君）

そういう意図がないにしても結果的に情報公開請求された方が圧力を感じているというようなことがあつたり、結果的に総務部長がやつた行為が圧力になったと相手に思われたら、やはり選挙の公平性にも関わると私は思います。

○議長（若山照洋君）

吉原議員、それは圧力っていうのは、そういう話は聞いたんですか。

○11番（吉原経夫君）

というふうに、聞いている。

○議長（若山照洋君）

認識してるだけじゃなくて。

○11番（吉原経夫君）

ごめんなさい、認識をしている。

○議長（若山照洋君）

本人から聞いたわけじゃなくて。

○11番（吉原経夫君）

本人からもそのようなニュアンスでは聞いていますが、圧力という言葉までは……

○議長（若山照洋君）

じゃあ、圧力という言葉はやめてください。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。じゃ圧力ということは取り消させていただきます。そういうふうに何か働きかけされたというふうに聞いております。それでまた、この点はこれ以上言ってもお認めにならないと思うんで違う点でお聞きしたいんですが、情報公開請求された方に謝罪に行かれた方ですね、私、その方もですし行政当局からも聞いていますが、総務部の総務課長と総務部の総務課の方の担当係長と聞いています。で、今お聞きすると部長が漏らしたということで部長がミスをした。少なくともミスはしたわけです。それを謝罪に行くのが課長なり係長なり部下がする。それは本当に職場の常識というか、やはりいいのかどうか。部下のミスを上司が謝る。これはすばらしいことだと思いますが、上司のミスを部下が謝りに行くと。何かちょっとね、わからないですがその辺どのようにお考えなのかどうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を行います。

答弁ないそうなので、吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

謝罪を行ったというとちょっと事実違うようで、役場に情報公開請求された方が見えたときに、お聞きしてやっぱり不適切な行為だということで課長と担当係長が謝罪したということで、今……

○議長（若山照洋君）

吉原議員、先ほどからなんかない話を圧力や謝罪に行ったとか、なんかその誤情報ばっかりが流れてくるんですけど、もう少し情報の確認をちゃんととってから質問願いますか。

○11番（吉原経夫君）

済みません。

○議長（若山照洋君）

大丈夫ですか、いいですか。

○11番（吉原経夫君）

謝罪したと謝罪を行ったと違いますが、これ言い間違えたことで。これは謝罪したということです。言い間違いますが済みません。言い間違えました。

ただどちらにしても上司のミスを部下が謝ってそのまで、本来なら本人が謝りに行かないといけないんじゃないかと思うんですよ。だってやはり上司がミスしたのを部下が謝る。部下に悪くない。こういう言い方がいいのかどうかわからないけれども押しつけている。そういうようなやっぱり職場の雰囲気の一つかな、一つの事例だとして、その点ですね。やっぱり本来なら、後ででも総務部長がやっぱり情報公開請求された方に謝るのが必要じゃないかなと思うんですよ、やはり。だって部長が漏らしたわけですかね。部長の判断で。課長とか係長関係ないですもんね。その判断には。

○議長（若山照洋君）

で、何がおっしゃりたい。

○11番（吉原経夫君）

だから、そこは上司のミスを部下が謝る。謝罪する。それだけでいいのか。やはり本

人、ミスした本人がやっぱり謝らなきゃいけないんじやないかと思うんですが、その点の認識は総務部長どうでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

私、先ほどからそういう間違った適切ではない対応しているというお話をしているわけですから、当然、当事者にはそういった意思を伝える必要があると考えております。

○11番（吉原経夫君）

それは情報公開請求された方も望んでいることなんで、ぜひそれはお願ひをしたいと思います。

○議長（若山照洋君）

望んでいるのは、それはちゃんと……

○11番（吉原経夫君）

それは事実関係は確認して、ちょっと。それは確認しました。

○議長（若山照洋君）

続けてください。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。で、ちょっと4番目に飛びますが、技術職員の関係でちょっと今何人か先ほど答弁されたんですけど、ちょっと聞き取りにくかったんでもう一回教えてもらえますでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

技術職員の在籍の人数でございますが、建設部で管理職も含めまして都市整備課に4人、下水道課に1人でございます。はい、よろしいですか。

○11番（吉原経夫君）

そのうちの管理職は何人なんでしょう。管理者を含めて5人ということですけど、管理職、課長までですね、課長まで何人なんでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

先ほど言った人数が都市整備課の中で2人、下水道課の中で1人でございます。

○11番（吉原経夫君）

ということは課長より、管理職じゃない方が2人しかいない。ということなんですが、もともとそんなに少なかったんですか。やっぱりもう少し私、いたような気がするんですが、そこら辺ちょっとわかる範囲でいいんですが、教えていただけます。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時01分 休憩

午後0時01分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

今まで在籍数が一番多いときでございます。都市整備課においては補佐が1名、技師が2名、これは管理職を除いております。下水道課につきましては2名いたということになりますんで、こちらのほうも管理職を含めておりませんのでよろしくお願ひいたします。

○11番（吉原経夫君）

多くて、あと管理職含めないで5人だったのが2人に今減ってるわけですね、ということによるとやっぱり30代40代の真ん中、真ん中というかそういうとこの世代がやめられてるというふうに聞いているんですが、先ほど他の議員の質問からもありましたが、そこら辺何か原因があるんでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時03分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長どうぞ。

○建設部長（三輪恒裕君）

はい、私たちの建設部の中から技師がいなくなるというのは非常に困った状態っていうのはもう議員も御理解いただけると思うんですが、離職された方に面談を行いました。その結果ですね、何でもいいから言ってくれと。その方々が、全て他の自治体に移動されておりましたのでその理由をお聞きしたところ、やっぱりほかの自治体で、もっと広範囲もっと専門的にもっと自由度を持って仕事もやりたい、やってみたいんだっていう声が聞こえてきました。大治町に不満があるとかそういうことではなくてもう少しほかの世間を知りたいというところを言われましたので、一言で言えば一身上の都合になってしまふんですが、我々としては自分たちの残された我々の何か落ち度によって彼ら追い詰めてしまったのではないかということを懸念しまして何でもいいから教えてほしいと言ったところ、総じて一身上の都合ということでございました。以上でございます。

○11番（吉原経夫君）

そういう理由もあると思うんですが、他の周辺自治体に転職されておられるということは聞いています。で、転職したら待遇がよくなるというわけでもないと思うんで、何か大治町役場の中に何か問題があるんじゃないかと僕は考えてるんですが。例えば先ほどの1番目の質問であるように、上司のミスを部下に押しつけてというようなことが一つ僕は1問目で事例として取上げたんですが、そのような事例があるのではないかと。ただ僕もそんな事実関係確かめたわけじゃないですが。ただ一つ目で明らかに部長は総務部長がミスしたのを謝ったのは総務課長と担当係長。ね。これは上司のミスを部下に押しつけていると私は思うんですが、そういうことが他にもあるんじゃないかなと思うんですよ。その点ですね。答えられれば答えていただければいいし無理なら無理でいいんですがちょっとそこでお聞きします。

○建設部長（三輪恒裕君）

先ほど御説明したとおり、大治町に何か不満があつてということで離職の理由ということは一切ございませんでした。私どもはそこを一番懸念して何でもいいから教えてくれと、今後のためにも教えてほしいということで真摯に向かい合つたところ、大治町の体制が問題ではないというお答えでしたので、それで我々もそれ以上の聞き取りを中止して新たな道で頑張ってほしいとお伝えして終わりました。以上です。

○11番（吉原経夫君）

昨年度17人ですかね。

[「18人です。」の声あり]

○11番（吉原経夫君）

18人ですかちょっと退職されていて。先ほどの町長の前議員の回答でも170人ぐらいですか今、1割ぐらいやめられると。で、町長は原因は突き止めたいんで今個々の職員と面談をしてると。だから町長としても課に原因があるんじゃないか。大治町に問題があるんじゃないくて大治町の役場の中に問題があるんじゃないかなということで調べられたと思うんですよ。だから、今の建設部長の話だと大治町何も問題ありませんよと、それの方が一身上の自分の都合でそれはそれで当然やめる理由があるんでいいんですが、それが大治町の役場の職場の問題だったらそれを正していかなきやいけない。町長もそういう懸念を持っているから、いろいろ皆さんのお意見を聞きたいと思われてると思うんですよ。ただちょっとですね、町長の本意と建設部長の回答がちょっと違うような気がするんですが、その点どうですか。

○建設部長（三輪恒裕君）

はい、私と町長の意見の相違というのはございません。離職された方、これ技術職に限ってだけではないかもしませんけれども、特に技術職はどこの自治体でも離職者があつたり、就職希望されてもなかなか入ってこられないという事実が今、実際にございます。大治町に限ったことはございません。離職者についてはより魅力を感じた自治体

に移られたということでございますので、その点御理解いただければと思います。

○11番（吉原経夫君）

技術職のね、やっぱり確保が難しいことは重々理解できますが、技術職も含めて昨年度18人、170人規模の。離職して中途退職してるわけですよ。これを本当に一般的な理由ではなくて大治町の役場の中の問題も多々あると。じゃなきやそんなにやめることもないだろうし、これは町長先頭にいろいろ調べていただいて、大治町よくしていただくようちょっとこれはお願いしたいなということで。

ちょっと4番目の質問、1番目4番目を終わりまして2番目に戻りたいと思います。ちょっと答弁を聞いて驚いたんですが、本町財政調整基金どれだけいるのかで70億、標準財政規模70億ですか、その20%の14億円ということ初めてお聞きしまして、行政改革推進委員会、私もさきに質問された林 健児議員と一緒に議員として参加させていただいてますが、そのときの総務部長の答弁では10%なのか20%なのかと示されなかつて今日は初めて20%というのを示されて、私は大体必要なのは10億円ぐらいじゃないかなと思っているんですが、そこら辺の根拠ですね。だって14億と10億は違うんです。なぜかというと10億だったら今、財政調整基金大体10億ぐらいあるんです。14億だと足りないんです。つまり今大体10億ぐらいです。令和8年度も10億ぐらいです、残るのは。行政改革推進委員会に示された、議員も皆さん情報をもらっていると思いますが、10億と14億全然違うんです。10億だったらこれもう無理しないで無駄なお金を使わなければやっていける。14億だと足りないんですよ。だからもう新たに歳出削減なり収入増歳入増しないと足りない。ですから10億、14億全然違うんで、そこら辺根拠を示していただきたいと思います。

○総務部長（大西英樹君）

財調を幾ら持つかっていうのは、いろんな自治体いろんな考え方があります。

[「大きい声で済みませんお願いします」の声あり]

○総務部長（大西英樹君）

財調を幾ら持つかということに関しては、いろいろ自治体によってさまざまな考え方があります。今14億と申し上げましたのは、例えば財政健全化比率、そういった資金不足比率、こういったものの比率を財政状況を表す地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがあります。その中には、例えば大治町の実質収支、赤字比率が20%、要は標準財政規模の20%、これをいくと財政再生基準に当てはまる。要は財政再建団体になるというような基準があるので、これに当てはまらないように20パー持っているとそういう再建団体にはならないだろうという考え方です。これは私どもの考え方なので、そういう根拠ということであればそのように今お示しました。ただ、常にこの14億が持てないと何かができないかというとそういったところではないので、幾ら持つがいいのかというと赤字団体にならないためには常に20%ぐらいは持つていればそういうふ

うにはならないだろうとそういう一つの考え方でございます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと説明がわからないんですが、赤字団体、20%で赤字団体というのはわかりますが、だから財政調整基金20%必要というのに結びつくんです。財政調整基金をやっぱり持っていて次年度予算を当初予算組むとかね、資金ショートしないようにやるとか、赤字とは関係ないんだと。20%持つてないと赤字になっちゃうというような議論だったら持つてないところほかに幾らでもあるんですよ、やはりそれは。でも赤字になっているところはないわけですよね、自治的に。だから赤字、ちょっと今の説明は違うんで、なぜ14億にしたのかということです。僕は10億でいいと思っている。今までの説明など行政改革推進委員会でも示されていて、令和8年、7年末、8年末、9年末はちょっと若干減っているけど一応10億ぐらいあって財政的にはやっていける、当初予算が組めると考えております。それが急に14億必要だと言い出している。そういう必要だったとしたらそれだけまた歳出削減なりしなきやいけない。やっぱり当初予算で組んだ分も今30%削減とかね、やられていて何千万か減らしている。わかります。でも4億今度増やそうとしたらどれだけ歳出削減なり収入増と言いますが収入増が見えないんで、歳出削減が見えるんで本当に大変なことになる。今あるのが10億なんです、大体。10億でいいんだったらもうしっかりとやっていけばできるんです。14億必要だったら4億いるんだと。どうやって4億つくってくるんですか。赤字団体とか余り関係ない話でそこら辺をちょっと答弁願います。

○総務部長（大西英樹君）

今、6年度末で12億7000万。これが7年度の一般会計予算、当初予算を組むときには財源不足で10億繰りおろしをしなきやいけないと。10億必ず要るわけですね。今の基金残高が10億だったとすると、全部それを取り崩すとゼロになってしまう。これは今の大治町の財政規模からすると10億は少ないのかなという印象があるわけです。これは予算組む上でです。予算を組む上で。そういうことから考えると、今20%ってのは一つの基準ではありますので、やはりこれぐらい要るのかなというような今までの予算の組み方を見ると、過去例えば3年、4年、5年前ですと、財調の繰り入れは6億、7億という時代でした。ここ最近ずっと見るとやっぱり10億入れていかなきやいけないとなると、財調の残高が10億でいいのかと。そういう疑問は持っていますので、これは変わったのかどうかっていうところはやっぱり財政規模、かかる歳出予算の総額、こういったところもありますので、やっぱりどんどん変わってくるのかなと。大治町は人口も伸びていますので、今のところまだ微増しておりますので、やっぱり財政規模というのは大きくなっているってのはもう間違いないですので、それに対する財調はどれぐらい持つのかというところです。14億あれば次年度の当初予算が組めるのではないかとそういう思いがあるわけです。以上です。

○11番（吉原経夫君）

当初予算組むには10億が必要だと思います。ただ、先ほどの議員の御質問にもあるように、6月とか7月、8月やっぱり執行残が確定すればやっぱり増えてくわけです。だからね、今の大治町の財政規模ではやっぱり10億で十分じゃないかなと私は思う。なぜかというと14億にしようとしたらもっと歳出削減しなきゃいけない。これ以上どこを削減するんだと。行政改革推進委員会に出させていただいて補助金どんどん、どんどんというわけじゃないんですが削減をしている。それはある程度仕方がないことだと思うんですが4億増えたらもっとやらなきゃいけない。国保税もある程度上げてかなきゃいけないって話もあります。どんどんサービスをね、町民サービスを減らしていくのか。そこら辺は財政的に幾らなんだとなっちゃうと、14億本当必要だったらやらなきゃいけないけど、前までは10億だと聞いていてそして14億に変わっている。一応、いろいろお話を聞いていると、担当職員と聞いて担当課と打合せのとき話をしていると、10億だと聞いていたら14億。もうこれはちょっと、町長も財政危機だと財政改革中心だと言われて上げたのかなと。実際は10億ぐらいでいいんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺をもう少し検討していただいて行政改革推進委員会に諮っていただいて、それでやっていただきたいと思うんですが。答弁できればいいです、できなければいいです。

○町長（鈴木康友君）

これは細かい数字のお伝えではないんですが、本年度の今この議会でもお示ししている決算の監査を見ていたらわかるとおり大治町の財政調整基金、つまり大治町の貯金額というものは大幅にマイナスをしております。これが今質問をしていただいているものについては、うちとしては最低限幾らの貯金額を持っておくんですか、10億ですか14億ですかそれともそれ以上ですかという議論ですが、今の段階では10億、14億というものが必要額ということを算定するよりは、来年度、再来年度に向けてこれ以上6億、7億と貯金を取り崩してたら、今14億、12億ですか、12億余りしかない財政調整基金で今年の決算においてはもう何億と減っているわけですよ。令和9年度の時点ではゼロどころかマイナスに行くかもしれないという中で、行財政改革を必死にやっている最中です。ですから今は下り坂の中でこの瞬間を切り取って10億でいいですか14億でいいですかっていうことではなくて、下っている状況を水平線にしなくてはいけないというのが我々の今の思想です。ですから14億がいいのか10億がいいというものについては、いろいろな指標とか市町によって考え方が違いますので、吉原議員がおっしゃられる14億、10億がいいだろう、14億がいいだろうというのはいろいろな見方、または物価が高くなればそしてうちの財政規模が上がれば14億では足りないわけですよ。今は120億円の予算規模だから幾らだろうというのを算定しているわけです。5年後にもしうちの財政規模が140億になれば、もしくは100億になれば必要額が変わるわけですまた。ですので、そのあたりを御留意してまたお受け止めいただければと思います。以上です。

○11番（吉原経夫君）

行政改革推進委員会で示された資料を見ますと、令和9年度末まで町財政調整基金見込みが出ておりまして、一応令和10年の当初予算まで組めると今のまま推移すれば。ただ当然物価高なりありますし、余分な事業にお金をつぎ込んだら足りなくなります。ですが令和10年度までは組めると私は考えているんですけど、そこら辺財政当局の考え方として今のやり方でやっていけば10年当初予算まで組めると思っているんですが、どうでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

先ほどお伝えをした部分についてもう一つ。今、令和10年度まで組めますよという予算については、基金といいます。基金つまり大治町の貯金を全額使い果たせばそこでようやく来年度の生計を立てますけどその次はないんですよ。つまり貯金額がゼロになる前に、我々はさまざまな事業を打ったりとか、収入を上げるための施策を打つていかなきやいけないのが一つ。もう一つは、先に払わなきやいけないんでしょう。税収を取ったりとか、そもそもの国からの補助が返ってくるのは年度末です。つまり会社と一緒にですね、売り掛けしなきやいけないんですよ。つまり我々は建設と一緒にで、国から幾らの補助をもらいますよというふうに手形をもらうんですよ。その手形が現金化するまで耐えなきやいけない。そのときには貯金額持ってなきやだめなんですよ、不渡り出したらどうですかっていう話と一緒にです。なので、その金額が幾らかというのは、年によって違いますし、行っていく事業によって違いますので、ゼロになったらいい、ゼロまで組めるじゃないかというのは少し乱暴な議論かなと思います。以上です。

○11番（吉原経夫君）

一応、令和10年度まで組める当初予算を組めるというのは、それは行政改革推進委員会で示された資料で、それ以降は不確定要素もあってちょっと数字が出せないということでゼロになるというわけじゃないです。令和11年度当初予算組むのにゼロになつているってことじゃないんです。行政改革推進委員会の中で私は質問したんですが、令和10年度予算までは組めると。それ以降は不確定要素も多いし、やっぱり数字ができない。そうだと思います。そんな先のことは。当面数年考えた上で、今余りにも次はゼロだと言われるとこれは不安をあおることになるし、それはちょっとやめていただきたいと思います。とにかく財政改革必要だと思うんですが、ある程度今やられていて、まだあと協議中のこともあります。聞いていると。ある程度やつたらもうこれ以上できないんです。それ以上やつたら、町民の生活などに響いてくるんですね、多く。だからこれはもうやらないでいく。大型公共事業もなるべくやらない。例えば、技術職員が足りないということもあって現実的にはできないんです。大型公共事業いっぱいやろうとしてもやっぱり職員がいなきやできないんです。だからやっぱり職員を育てていくためにもそれは急に仕事を増やしてもできないんで、それはやらないでいただきたいということをお

願いをしたいと思います。それで、2番目の質問は終わります。

3番目は公共事業の進め方お聞きをいたしました。優先順位がやっぱり学校は当然のこととで私も納得できましたんでこれはそれで終わりたいと思います。

5番目の質問に入りたいんですが、いろいろ答弁いただきましてありがとうございます。特に町長からも国にちゃんと要望を出していただけるということで感謝をしております。ちょっと関連して、教室に入れない不登校ぎみの児童や生徒が登校しているということも聞いております。そういうとき小中学校どのような対応しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。お願いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

中学校のほうの話になりますけども、学校に登校できない子に対して夕方登校という形でやっている生徒がおりまして、現在のところ6名程度おみえになるということで聞いております。以上です。

○11番（吉原経夫君）

ちょっとそれに関連しまして学校には行けないけど適応指導教室、いわゆる教育支援センターですか、そこら辺も今の現状はどうでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

教育支援センター、トラスティのほうですけども、現状の通所者ですが21名おります。以上です。

○11番（吉原経夫君）

済みません。21名という話初めて聞きましたが、私昨日、多世代交流センター2階へ行きましたがちょっと狭い、施設的に。というのは、21名全員これ登校されたとすると思うんですが、そこら辺は施設面とか大丈夫なんでしょうか。

○教育長（平野香代子君）

21名全員が朝からそろうということは残念ながらございませんけれども、でも本当に2学期になりますと増えてまいります。今年も21名から増えることも考えていますので、隣の会議室あそこがあいてれば借りるということで対応しているところであります。

○11番（吉原経夫君）

せっかく教育支援センターに登校されている児童生徒、やっぱりよりよい少しでもよりよい教育環境でやっていただきたいんで、そこら辺、施設面を教育委員会のほうで少し検討していただけれること、これ要望になると思いますがさせていただきたいと思います。

○議長（若山照洋君）

残り3分です。

○11番（吉原経夫君）

わかりました。6番目で多世代交流センター浴室の利用の件ですが、やはり今、現状

は一応いつ壊れるかわからない状態なんで一般開放はできないけどもまず災害時はやっぱり優先的に入浴施設として利用していくという考えはわかりました。ただ、起債の関係で廃止はできないけどずっと休止ということもあるかもしれません、ある程度、来年度予算のときには方針を決めてないといけないと思うんですよ。財政調整基金がどれだけ必要なのか、またそれに対して歳出削減なりやらなきやいけないから、やらなきやいけないんで優先順位とかあると思いますが、そこら辺、多世代交流センターの浴室については来年度予算のときにしっかりと方針を示していただきたいんですが、どうでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

何度も御答弁をお伝えをさせていただいていますが、現在、行財政改革を推進中でございますので、当初予算の編成等々のときにはそのような何かしらの御回答はできると思いますので、その辺り御理解ください。以上です。

○11番（吉原経夫君）

町長の言われるとおりだと思っていて、今途中だからやれないと、わかります。ただ、来年度予算つくるときまでにはきっとそれをやってもらわないと困るわけで、それは町長のリーダーシップを発揮していただいて財政当局とも話し合い、またですね各部局必要なものは必要でやらなきやいけないんでそういうのを上げていただいて、最後は町長が決裁していただいてよりよい大治町にしていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（若山照洋君）

11番、吉原経夫議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時29分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番手嶋いづみ議員の一般質問を許します。

手嶋いづみ議員どうぞ。

○3番（手嶋いづみ君）

3番手嶋いづみです。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

初めに小中学校女子トイレへの生理用品常設の実現についてお伺いいたします。2問目には女性相談窓口のSNSにおける体制整備についてお伺いいたします。

女性の健康や尊厳を守るため、生理の貧困への対応は社会全体で進めるべき課題となっています。令和3年度以降多くの自治体が学校のトイレに生理用品を増設する動きが広がってきております。一方、本町では私がその年に質問させていただいたからも保健室での配布にとどまっていますが、心理的ハードルから利用しにくいとの声があります。国においては「地域女性活躍推進交付金」が用意されており、既に交付金を活用して学校や公共施設のトイレに生理用品を常設する取り組みが進められています。本町においてもこの交付金を活用し、小中学校の女子トイレに生理用品を増設する考えはないか伺います。

続いて2問目です。現代社会において、育児、介護、家族関係、経済的困難、性暴力やDVなど女性が抱える課題は多様化しております。本町での窓口や電話相談だけでは相談しにくい方が少なくありません。匿名性が高く、気軽にアクセスできるSNS相談窓口が初期段階で支援につながる大きな役割を果たすと聞いております。隣接するあま市ではNPO法人に委託し、LINEオープンチャットを活用した匿名相談窓口を開設し、幅広い年代が気軽に相談できる環境を整えています。本町でもSNSやチャットを活用した相談窓口を設置し、女性が安心して相談できる環境を整備する考えはないか伺います。設置に当たり近隣自治体との広域連携や国・県の補助金活用は可能か伺います。

1問目終了させていただきます。

○教育部長（水野泰博君）

はい。初めに交付金を活用し小中学校の女子トイレに生理用品を常設する考えはないかとの御質問でございます。まず交付金を活用してとのことでございますが、議員がおっしゃる「地域女性活躍推進交付金」につきましては、こちらのほうで要綱等を確認させていただきましたところ、生理用品の配布のみでは対象にならないというようなことを確認してございますのでお願いします。

また、女子トイレへ生理用品を増設する考えにつきましては、今回改めて各校と打ち合わせを行わせていただきましたが、中学校のことでございましたが、以前に寄附でいただいた生理用品をトイレに置いたという事例がございましたが、その中で学校に置いてあるからということで自分で準備をしない生徒が多く身受けられたということで、保健室での配布に戻したというような実例が中学校から聞き取りを行いました。そういう経緯もございましたことから、やはり指導や状況の把握ができる保健室での配布、現在の運用を継続してまいりたいというような考え方でございます。以上です。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

2問目でございます。SNSやチャットを活用した女性相談窓口を設置し、女性が安心して相談できる環境を整備する考えはないかとの御質問でございますが、SNSを活用した相談窓口につきましては、こども家庭庁が実施しております子育ての悩みなどの相談を受ける「親子のための相談LINE」、法務省が実施しておりますチャットで人

権相談を受ける「LINEじんけん相談」及び内閣府が実施しております電話やチャットで相談を受ける「DV相談+（プラス）」を把握しております。今後につきましては、町ホームページや町公式LINEにおいて女性のための相談窓口を周知してまいりますので、今のところSNSやチャットを活用した町独自の相談窓口を設置する考えはございません。

次に、設置に当たりまして近隣自治体との広域連携や国・県の補助金活用は可能かとの御質問でございますが、先ほど答弁いたしましたとおり町としてSNSやチャットを活用した相談窓口を設置する考えはございませんので、近隣自治体との広域連携や国・県の補助金活用の予定はございません。以上でございます。

○3番（手嶋いづみ君）

はい。いろいろ御答弁ありがとうございました。

では、先に生理用品常設についての御質問を再質問させていただきます。先ほど答弁で保健室での対応が指導や状況の把握ができるからという理由でですけれども、確かにその一面は理解できます。それでは、保健室での配布状況を伺います。

○学校教育課長（太田悦寛君）

保健室での配布状況でございます。昨年度の実績になりますけども、中学校では下着とともに取りに来た子供が月に2、3人。小学校では学校によりますが、ならしますとおおむね月に2、3人ということで伺っております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

では、その中で支援が必要な生徒は何名ぐらいおりましたでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

支援、指導ですね。保健に関する指導が必要な子供ということですが、毎年数名はおりましたということです。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

4年前お伺いした状況とほぼ変わっていない状況かと思います。この少ない利用状況で子供たちに十分な支援と言えるでしょうか。ちょっと疑問に思いますが、保健室に行けば生理用品はもらえるなど、恥ずかしい、もらえるけれども恥ずかしい、目立つ、理由を説明したくないといった心理的なハードルが大きいため、必要でも利用できない子がいるのが現状だと思います。また、授業と授業の合間のわずかな休み時間にトイレに行き、生理が始まると気づく場合もあります。その際、教室や保健室に取りに行き、再びトイレに戻らなければなりません。これは誰にでも起こりうることでごく当たり前のことがですが、子供にとっては非常に大きな心理的・時間的な負担となっております。こうした負担を軽減するために、ほんの少しの工夫であっても子供が安心して学校生活を送れる環境を整えることが大切ではないでしょうか。先ほど答弁で中学校で置いていたときがあったとのことですが、いつごろでどれぐらいの期間を置いていたのか

伺います。

○学校教育課長（太田悦寛君）

中学校での生理用品を置いていた期間でございますが、大体、令和4年から令和6年の7月頃までの間置いておりました。その際、各個室に2個ずつ置いていたという状況でございます。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

結構な期間を置いてくださったことに感謝しております。約2年間置いてくださって、このときの利用状況を見て、自分で準備をしない生徒が多く見受けられたということで判断されましたということですね。利用するに至り、本来は自分で用意するものだけど、困ったときに使用してくださいとかの指導とか周知はされておりましたでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

置いていた間ですけども、生徒たちに対しては、困ったときに使うものだということで周知のほうをしておりました。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

そうなんですね。もらったものだから割と雑に扱われてしまったんじゃないかなっていう疑念はあったんですが、きちんと指導されてもそういう状況だったということはちょっと残念な気持ちがあるかなと思うんですが、ほかにも女子トイレに常設できない理由があれば教えてください。

○学校教育課長（太田悦寛君）

女子トイレに常設できないというか、こちらとして保健室でお渡しさせていただきるという理由についてお話ししさせていただきますと、保健室で対面して渡すことによりまして、子供の状況が把握できると考えております。その中で自分で手当てをする。また、身だしなみの一環として必要な持ち物をそろえる。そういう指導を行っております。また、保健室で直接お話をすることによって困っていることを聞き出して、支援につなげることもできるのではないかと考えております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

はい、いろんなことが考えられての結論かと思思いますけれども、学校教育としての大人になって困らないように生徒自身が準備管理することが生活習慣を身につける上で大切なことはよくわかります。でも生理を、しかし一方で誰もが同じように自己管理できるわけではありません。準備を忘れてしまったり、経済的な事情から十分に持ち歩けない子供もあります。そうした子供たちにこそ寄り添い支える環境が必要ではないでしょうか。多くの自治体ではトイレに常設しつつ、授業で自己管理教育だったり生理のことを学んだり、常設プラス保健教育を併用し生徒の安心と自己管理習慣を両立させております。

では続きまして、生理を隠すべきこと恥ずかしいこととせず、自然な体の営みとして

学ぶ環境をつくるためにも、男女が一緒に学ぶことの意義や課題もあると思いますけれども、生理についての授業は現在どのように実施されているのでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

生理に関する授業ということでございますが、保健の授業のほうで行っておりますが、男女一緒に受けるよう授業のほうを行っております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

はい、よかったです。私たちの時代ですけれども、昔のことを言って申し訳ないんですが、隠すべきこととして男子には知らない授業形態が続きました。そのためか、男子には生理のつらさは理解してもらえず、からかいやいじめもありました。痛みや不調があっても大げさにするな、我慢して当然という意識が社会にあり、学校や職場でも配慮は十分にされず、休むと怠けていると思われることを懸念し、無理して我慢をしてきました。生理に関しては個人差がありますが、学校に行けないほどの症状になる場合もあります。現在、女性への理解が広がり労働者に対しては生理休暇が認められるようになりました。学校ではそのような制度は存在しておりませんが、2023年6月に文部科学省から生理に伴う欠席が高校入試で不利に取り扱われることのないよう通知が出ております。本中学校でもそのような対処をされておりますでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

受験に関するところでございますが、今年度行われます愛知県立高校の入試から欠席日数のほうを受験に反映しないということになっておりますので、よろしくお願いします。

○3番（手嶋いづみ君）

はい。そうですねニュースでも拝見させていただきました。愛知県立高校は欠席日数は受験に影響がなくなり安心しましたが、私立高校受験では状況が異なりますので、またその節はよろしくお願いいたします。

また、学校を休む理由として体調不良だけでなく、生理用品を十分にそろえることができないため休む子もいると全国のアンケート調査には出ております。子供は誰もが平等に学ぶ権利があります。安心して学校に通えるよう環境整備は必要ではないでしょうか。そこで試験的に、ある程度生理に対する知識が備わってきた中学3年生が利用する女子トイレだけでも常設する考えはないでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

学校と相談して検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いづみ君）

良い方向に是非検討をよろしくお願いいたします。町として全ての子供たちが安心して学びに専念できる環境整備を進めていただきますよう要望して、生理用品に関しての質問は終わらせていただきます。

続きまして、SNSの相談のほうについて質問させていただきます。

まず初めに、国や県の補助金活用の予定はございませんということで、1問目の質問での生理用品の財源にもなる「地域女性活躍推進交付金」があります。これは先ほども答弁してくださったように、生理用品配布のみでは活用できないものでございますけれども、地域の女性や若者が安心して生き生きと暮らせるまちになるよう取り組みを後押しするためのもので、相談体制、健康、教育など、つながりサポート事業として事業計画を立て、国に申請するものであります。この交付金を使って、あま市はLINE相談窓口を開設されました。我が町も実施負担2分の1となります。セミナーや講習会、居場所づくりなど、我が町の女性がもっと元気になれるよう交付金を活用した事業計画を立案していただきたいと思います。また、先ほどの答弁で町のホームページにSNS相談窓口の紹介をしていただけたところで、こちらのほうはありがとうございます。そこで質問です。町のホームページを見ない方もいますので、広報にも掲載をお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

ただいま町の広報紙「広報おおはる」への相談窓口の掲載についての御質問でございますが、「広報おおはる」につきましては紙面、ページの割り振りですね、ページ数の関係もございますので、関係課と調整を図りまして今後掲載できるように検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○3番（手嶋いづみ君）

はい、ありがとうございます。ではよろしくお願いいたします。先ほどお示しいただきました「LINEじんけん相談」でございますけれども、広報8月号に子供の人権相談として掲載してありましたが、女性が抱える悩みにも対応とのことでしょうか、「LINEじんけん相談」の相談内容などを教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

ただいま広報の8月号に子供の人権相談強化週間ということで、こちらは8月の27日から9月の2日が強化週間ということで、広報に掲載をさせていただきました。なお、「LINEじんけん相談」での主な相談内容でございますが、離婚、相続などの家族間の問題、いじめ、DVなど日常生活での困り事や心配事などの相談に法務局職員や人権相談員が応じております。以上でございます。

○3番（手嶋いづみ君）

では、相談時間、教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

はい、「LINEじんけん相談」の相談時間は、土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分となっております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

窓口で女性からDVなどの相談を受けた場合はどのように対応されておりますか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

窓口で女性からDVなどの相談を受けた場合の対応でございますが、まず、民生課担当職員が窓口で相談内容を聞き取りをいたします。その後、内容がDV相談であれば、必要に応じて女性の悩み事や心配事などの相談を受け付けております愛知県女性相談支援センターの海部駐在室、こちらのほうへつなぎ、女性相談支援員が相談に応じることとなります。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

愛知県女性相談支援センターっていうのがね、私たちの4階の女子トイレにもカードがあつて、「何かお困り事がありましたらこちらに」っていう案内カードが各女子トイレにはあつたりするんですけども、それを見て直接電話したりする方もいるかなと思うんですが、まず、愛知県では女性相談支援センター及び町の窓口でのDV相談件数について教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

愛知県女性相談支援センターこちら全体の令和6年度のDV相談件数につきましては1,125件でした。このうちDVによる一時保護件数は97件となっております。以上です。失礼いたしました。町窓口でのDV相談件数は令和6年度についてはございませんでした。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

はい。先ほどの1,125件っていうのは愛知県全体での数字でしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

はい、そのとおりでございます。

○3番（手嶋いづみ君）

先ほど本町における相談は今年はなかつたということですが、もし相談にこられたときの最初の対応が大事だと思うんですね。なので、町の職員はそのような相談の研修を受けておりますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

DV相談対応のための職員研修は行っておりません。ただ窓口でそういう相談があつた場合ですね、やはり相談室を使用するなど、その相談者に配慮した場所で相談を受けるように心がけております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

はい。この県の女性相談支援センターへの連絡先なんですけれども、県で1,125件もあつたっていうことは、窓口にも来ないっていうことで、どこで、この電話番号だつたり行き先に女性の方はわかるんだろうと思いまして、トイレに貼つてあるカードを見るだけでは気づかないと思うんですけども、町のホームページの掲載も相談窓口のほうに

も掲載されておりませんでした。掲載や周知をどのように考えておりますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

現在ですね、県の女性相談支援センターの連絡先でございますが、町のホームページに掲載はしてございます。ただ、民生課の業務から民生課の業務を周知するページに載っておりますので、今後整備いたします女性のための相談窓口のほうへ、そちらのほうへも掲載してまいりたいと考えております。以上です。

○3番（手嶋いづみ君）

はい、ありがとうございます。ではよろしくお願ひいたします。女性が悩んだらすぐそこをクリックしたら女性の悩みの相談のところに行きつくようにどうかよろしくお願ひいたします。

女性が抱える悩みは、先ほどの最初の答弁と重なりますけどもDVに限らず非常に多岐にわたっております。例えば、離婚や独り親としての不安、経済的困難、家族の介護、不登校などの子供の悩み、ひとり暮らしによる孤立感など、これらの悩みは誰にも打ち明けられず、周囲に知られることを恐れて1人で抱え込んでしまうことが多い現実があります。そして、背景を踏まえると電話相談や窓口相談だけでは限界があり、匿名性が高く、気軽にアクセスできるSNS相談の必要性は大変大きいと考えます。今回、町独自での相談窓口設置には至りませんでしたが、国の相談窓口の周知が進むことで、1人でも多くの女性が、安心して声を上げられる環境につながることを期待しております。今後も町として女性の声に耳を傾け、必要な支援の在り方を柔軟に検討していただきたいと要望し私の質問を終了させていただきます。

○議長（若山照洋君）

3番手嶋いづみ議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時56分 休憩

午後1時57分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番後藤田麻美子議員の一般質問を許します。

○4番（後藤田麻美子君）

4番後藤田麻美子です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、災害発生時の職員、来庁者の避難についての質問をさせていただきます。

近年、全国的に今年度に入っても風水害、地震が発生しておりますが、役場の開庁時に来庁の方と職員の皆様を皆さんを含めたさまざまな災害を想定した避難訓練を実施

したことがないと伺っております。愛知県春日井市では、10年前に議会で訴えをしたところ、毎年、避難経路等の説明のみでやっているそうでした。しかし、今年10月に全庁挙げて避難訓練と来庁者誘導や初期活動などを実施されると聞いております。

そこで一つ目に、以前他の議員が一般質問した際の答弁では、役場庁舎で来庁者の方にも御協力をいただき、本番さながらの避難訓練の実施を検討するとのことでありましたが、職員の皆さんの中の防災意識を高めるため、そしていつ起こるかわからない大規模な地震とそれに伴う火災が発生した場合を想定した避難経路の確認や初期消火、来庁者の方への避難誘導の実施はどうなっているのでしょうか。

二つ目に、大災害を想定した職員の皆さんの参集訓練を実施をしていただける本町の考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

○総務部長（大西英樹君）

2点御質問いただいております。役場庁舎の避難訓練の実施につきまして、現在は、役場閉庁時に地震から火災が発生したことを想定した火災避難訓練、役場庁舎管理の担当である総務課職員により年1回実施しております。この訓練では消防署への通報訓練や、各階の来庁者や事務室内の職員に対する避難誘導訓練をはじめ、非常ベルや非常放送設備の操作確認、避難経路状況確認、消火栓や消火器の配置場所の確認、また水消火器を使用した初期消火訓練などを実施しております。役場閉庁時での来庁者を含めた避難訓練につきましては実施に向けて検討をしてございますが、不特定多数の方が来庁する役場庁舎においては業務や窓口での手続の妨げになる可能性や、短時間での実施の難しさなどの課題もあり、慎重に計画をする必要があると考えております。業務や来庁者への配慮をしつつ適切な時間帯や規模での訓練の実施を引き続き検討してまいります。

2点目の参集訓練でございますが、勤務時間外の職員を役場に参集させるような訓練は今のところ考えておりませんけれども、職員の防災への意識向上は不可欠と考えておりますので、町のメールサービスを活用した状況報告訓練などを実施してまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

御丁寧な説明、また、内容等実情よくわかりました。

それでは、2回目に入らせていただきます。全庁的ではなく2階や4階など、2階、3階、4階などエリアを区切って避難訓練を実施するということは、これは可能でありますか。お伺いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

2階、3階、4階とエリア区切っての避難訓練の実施についての御質問でございます。2階には防災危機管理課や子育て支援課、学校教育課、そういった事務室がございまして、4階には議会事務局の事務室がございます。そういう事務室で勤務する職員の協力を得て、役場閉庁時に避難訓練を行うことは可能であるかなとは考えております。全

序的に避難訓練するのはなかなか難しいところありますが、まずは2階以上の上層階のエリアを区切った避難訓練の実施について、まずそこから実施しようと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。以上です。

○4番 (後藤田麻美子君)

はい、ありがとうございます。日頃の訓練、とても大事だと思います。備えあれば憂いなし。ふだんからしっかりと準備や訓練をしておけば、いざというときが来ても心配することなく、落ちついて対応できると思います。さまざまいろいろな課題があるかと思いますが、実施していただけるよう検討に検討を重ねていただき、ぜひとも、お願ひいたします。

参集訓練のことでございますが、状況報告訓練はどのような訓練を想定していらっしゃるのか。そして、車両が使用できない状況を想定した訓練も含まれることがあるかと思いますが、そこら辺の職員の把握はされているのでしょうか、お伺いいたします。

○防災危機管理課長 (山田繁樹君)

はい、状況報告訓練につきましてでございます。各職員から災害対策本部、町のメールサービスを活用しまして、参集に必要な所要時間、どのような交通手段で来るのか、現在いる場所や、本人のけがの状況や家族の状況などを報告することを訓練としては考えております。また車両につきましては、ごめんなさい、公用車のことによろしかったでしょうか。

○議長 (若山照洋君)

後藤田議員、車両は自宅から職員が自宅から来られるかどうか、利用できるかどうかっていうことの車両ですか。

ちょっと暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時05分 休憩

午後2時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 (若山照洋君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

防災危機管理課長どうぞ。

○防災危機管理課長 (山田繁樹君)

はい、職員の状況ですね車両の状況につきましては、通勤経路の確認ということで把握はしております。ただ、災害が起こりますと、車での通勤は難しい場合もございます。公共交通機関でも難しい場合がございますので、基本は徒歩での参集を予定して考えております。以上です。

○4番 (後藤田麻美子君)

はい。ありがとうございます。また職員がこの参集時に特に気をつけていることがあるのかお伺いいたします。

○防災危機管理課長（山田繁樹君）

はい、職員が発災時に参集する場合につきましては、参集途中において目にする交通状況や被害状況、道路状況ですね。メモや写真を撮るなど、町内の被害状況を報告できるように今後は職員に周知してまいりたいと考えております。以上です。

○4番（後藤田麻美子君）

はい、ありがとうございます。大雨や台風、地震といった自然災害から身を守るには、防災対策や災害時の行動について理解しておくことがとても重要だと思っております。災害時には自らの命は自らが守るという原則のもと、迅速な参集と業務遂行が求められておりますので、どうかよろしくお願ひをいたしまして私の質問を終わります。

○議長（若山照洋君）

4番後藤田麻美子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時08分 休憩

午後2時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番松本英隆議員の一般質問を許します。

松本英隆議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を続けたいと思います。今回私がやろうとしているのは、こちら白杖というものがあります。目の不自由な方が持つものですね。これに対してちょっと始まる前に皆さん、議員さんも含めてちょっと質問したいと思うんですけども、私今ですね白杖を頭上50センチの上に上げてアピールしております。格好としてはこのままですね。これってのは意味があるんですけども、この意味っていうのは、御存じの方お見えですか。議長、もし手を挙げても当てないでください。この形ね。これでじつと/or>している。やっぱり何かわかんないですかね。自分も最近まで知らなかつたんですけども。

〔「支援が欲しかったかね。」の声あり〕

○9番（松本英隆君）

はい、この理由は「白杖SOS」というものだそうで、本当に手助けをしてほしい、ちょっと自分が例えればどこにいるかわからないとか、支援・手助けが欲しいというとき

のこれが合図といいますかサインだそうです。実際お聞きしましたら、皆さん一緒に知らないものですから、実際、白杖持っている方こうやって立っていても何だろうという形で支援がなかなかないそうですね。なので今日お見えになっている方、議員も含めてもしそういう方がお見えになつたら、何か手助けが欲しいということをこれだけでも今日覚えてつていただければと思います。皆さんよろしくお願ひします。

あと、声をかけるときは正面から、「どうなさいましたか」とか、「何かお手伝いすることありますか」あと困っている場合は何かサポートしたらよいかということを本人さんに聞いてもらうといいかもしないです。困ったときには、自分の肩や膝とかに手をかけていただきて、ゆっくりと進んでいただくってのはいいと思います。ただここで一番気をつけていただきたいのは、棒とか体をさわらないことだそうですね。自分たちも立つとて当然さわられるとびっくりしてしまうと思いますので、そこら辺を気をつけていただきてっていう、ちょっとこれが一番最初にお話したかったのでちょっと紹介させていただきました。ありがとうございます。それでは、ここで一般質問を続けていきたいと思いますが、済みませんよろしくお願ひします。

町は令和6年度に「大治町障害者計画・第7期大治町障害福祉計画・第3期大治町障害児福祉計画」を改定いたしました。その中の第2部障害者計画、2基本目標の2の中に、「安心安全なまち」を目指しての中に、「安心して利用できる交通機関の確保や外出しやすい環境の整備など、誰もが住みやすいまちづくりを推進」と明記しております。実際、町内全域において視覚障害の方々の安心安全、また自立歩行、このような白杖を使って1人で出歩いたりすることを支える、これのためになる点字ブロックとかですね、そこら辺の整備状況は必ずしも十分とは言えないです。今、ちょっと画面のほうに町内の施設のほうのちょっと写真を撮ってまいりました。現状のほう、皆さん御存じだと思いますけれども、まず多世代交流センターこちらの入り口です。点字ブロック等ありません。中もそのままないという状態です。次に、西條の防災コミュニティセンターのほうは外にあります。ただ、ちょうどそこら辺あたり切れたりしている。何か理由があつてこうなっているのかわからないんですけども、中のほうも階段下だけはあります。おりてきてここ階段だってわかるんですけど、ここから先がどういう行動したらいいかっていうのはちょっと難しいのかなっていう形です。砂子東部防災ふれあいセンター、こちらのほうもないです。中もですね。続いてハツ屋防災コミュニティセンター、こちらのほうも点字ブロック等はありません。中身もそうです。スポーツセンターこちらのほうも外、中のほうも点字ブロック等はございません。最近できたはるっ子ハウスさんも見てきました。こちらのほうも中でも点字ブロックはありません。保健センターさん、入り口のほうにはちゃんと点字ブロック一応あります。中も入り口の部分だけは一応点字ブロックはあります。こちらのほうで見つかっております。福祉センター1階、こちらは希望の家のほうですね。これは外の周りのほうから、道路を通じて希望の家までの

点字ブロックっていうのは確認できました。中も受付までと、これ左に行ったほうがエレベーターのほうっていう形で点字ブロックのほうはあります。あと公民館ですね、こちらも入り口、中、階段下こちらも、点字ブロックはございません。またこの大治町役場、役場自体こちらも中の方も点字ブロックはございません。

これは点字ブロックあるないにかかわらず、やっぱり目の不自由な方っていうのはこういう白杖持って歩くに対しても自分たちと同じですね、持っても真っすぐ歩けないですね。角っこにぶつけたり使ったりしながら、こっちの道だというふうにわかります。希望の家の場合にはこういう点字ブロックはあります。役場の中はないんですけども、ただ実際目の不自由な方はどうやって見えているかっていうとですね、見てるっていう言い方ちょっとあれかもしれないんですけど、画面を見てもらうようにもう真っ暗です。何も見えないです。これは点字ブロックがあったとしても、目から入ってくるものに対しては真っ暗で何もない状態です。この状態で役場の中と、先ほどの点字ブロックのところであるないとしてもやっぱり行動するに対してかなりちょっとどうなのかなっていうことがあります。先ほどありました町内において安心安全で交通機関の確保や外出しやすい環境の整備という観点からですね、こちらのほうを踏まえて今から五つの質問をさせていただきたいと思います。画面のほうは大丈夫ですか。

まず1に、町内の視覚障害者の方々の人数、どれぐらいおられるかというのは町のほうで把握しておられますでしょうか。またその中で、こういう白杖を使って単独歩行されている方っていうのはお見えになるんでしょうか。

2番目、町内全域ですね施設または町内の道路も含めてですけれども、点字ブロックの整備状況をどのようにどこまで把握されてるんでしょうか。ちょっと先ほど写真でやったので公の場というのは、数としてはわかってくるんですけども、把握しているのかちょっとお答えいただきたい。

3番目、町所有の施設、道路における点字ブロックなどの設置基準ですね、設置基準とか、どのようにしていくかという方針等があるのかお答えください。

あと四つ目、国とか県に対してバリアフリー関係の補助金とかもいろいろあると思うんです。もし、何か設置したりする場合にその補助金というものは多々あると思うんですが、使えるものがあるのか。そこら辺を把握しているのかお答えください。

あと最後に今後、特にこの役場とか点字ブロック整備、ちょっと金額等難しいかもしれないんですけども、それとあわせて音声案内装置や視覚障害者誘導サイン、よく地下鉄とかでピンポンとかなってる部分がありますが、そこら辺を併設して検討する考えがあるのか。以上五つにおいて答弁のほうよろしくお願ひします。これで1回目の質問は終わります。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

1問目の御質問でございます。町内の視覚障害者の方々の人数でございますが、令和7年4

月1日現在45名でございます。このうち、単独歩行されている方の実数につきましては把握しておりませんが、町におきまして補装具費の支給申請に基づきまして、先ほどの白杖ですね、白杖の費用を支給しておりますので、等級にかかわらず単独歩行されている方はお見えになると考えられます。以上でございます。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

2問目の御質問でございます。町内全域施設道路の点字ブロックの整備状況をどのようにどこまで把握しているかとの御質問ですが、町内全域の公共施設につきましては先ほど議員がお示ししていただきましたとおり、総合福祉センター希望の家、保健センター及び西條防災コミュニティセンターの3施設において点字ブロックを整備しております。

次に、町道についている点字ブロックにつきましては、総合福祉センター希望の家の東の町道と、都市計画道路堀之内砂子線と主要地方道名古屋津島線交差点から堀之内狐穴球技場までの区間において点字ブロックを整備しております。

続きまして、3問目の御質問の町所有の施設、道路における設置基準や方針はあるのかという御質問でございます。施設及び道路の整備の際に町独自の設置基準や方針はございませんが、施設の整備につきましては「高齢者、障害者等の移動の円滑化の推進を図る法律」いわゆるバリアフリー法及び愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき整備をしております。また、道路整備につきましては、県の基準の「道路構造の手引き」という設置基準が示された図書がございますので、その基準に従い道路新設時に点字ブロックを設置してございます。

続きまして4番目、国・県のバリアフリー関連の補助金を活用できないかとの御質問でございます。今後、施設・道路の整備を行っていく場合には、社会資本整備総合交付金など活用できる補助金がございましたら活用していきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○総務部長（大西英樹君）

5点目についてでございます。音声案内装置や視覚障害者誘導サインについての御質問でございます。役場を初めとした公共施設に点字ブロックや音声案内装置などを設置することは、視覚障害者の移動支援に非常に有効であるということを認識しております。役場庁舎につきましては窓口が多数設置されておりまして、どのような点字ブロックの配置が最適なのか、またどのような音声案内装置などの設置が有効なのかというようなところを、他の自治体の庁舎の見学などを行い、この役場において最適な設置方法を調査研究するとともに、また例えば設置する際に活用できる補助金があるのかというところもあわせて調査をしてまいりたいと考えております。以上です。

○9番（松本英隆君）

まず最初のほうからですね。障害者福祉サービスとして視覚障害の方々の支援するサ

ービスですね、外出、移動等に関してとかなんんですけど、これに対してのサービスっていうのは大治町としてあるんでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

視覚障害者の移動を支援する障害福祉サービスはあるかとの御質問でございます。障害者総合支援法に基づきます障害福祉サービスの一つに、視覚障害により移動が著しく困難な方の外出に際し必要な情報の提供や安全な移動の援護など、外出時に必要な援助を行う同行援護というサービスがございます。以上でございます。

○9番（松本英隆君）

現在そのサービスを大治町内で利用されている方はおみえですか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

この同行援護のサービスを利用されている方は直近で2名おみえになります。以上です。

○9番（松本英隆君）

はい。実際2名の方が使用されているということで、また、単独歩行される方っていらっしゃるか、そこら辺の方も先ほど45名ですかねっていう中で、まだほかにもみえるのかもしれませんけども、実際このサービスがあるっていうことを周知のほうはされているでしょうか。正直言ってごめんなさい、私もこの質問して今そういう同行サービスがあるっていうのを知ったような形なんんですけども、どのような形でこのサービスの発信方法というんですか、そこら辺を行わわれておりますか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

現在町のホームページで障害福祉サービスというところから入っていただきますと、こちらの各障害福祉サービスの説明ですね、そういうものが掲載してございます。以上です。

○9番（松本英隆君）

わかりました。視覚障害の方ですね、そこら辺がちょっとホームページ見られるかどうかっていうのがあるので、ほかに我々とすると希望の家とかですかね。何か、町内に対してそういうことを視覚障害の方が実際来られて、何かサービスありますかというような質問とか聞かれたことって今までございますか。ないですかね。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

今のところ民生課の窓口で視覚障害の方がお見えになってそういうサービスの御質問されたことはございませんが、社会福祉協議会のほうが相談支援事業所ということですので、そちらのほうにお見えになったことが、ちょっと件数まではあれですけども、もし相談するとなればそちらのほうへ行かれる可能性はあるかなと考えております。

○9番（松本英隆君）

はい、わかりました。もしみえたらそうですね親身になって答えていただけたると思

ますけど、そこら辺のこういう窓口があるっていう発信を視覚障害の方も含めてなんですが、もうちょっと何かあったらいいかなと思います。ちょっと私もこれがどうというのはちょっと今言えないんですけど。

あと先ほど町独自の基本を作成するって言いますか、県のほうですかね、やるっていう形聞いてるんですけども、町独自としてですね、何か基準っていうですかね、そこら辺で今後つくる予定とかっていうのはあるんでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

はい。先ほどの公共施設や道路も両方同じなんですけど、法律や県の基準に従って設置をしておりますので、現在のところその町独自で基準をつくるというようなことは考えておりませんのでよろしくお願ひいたします。

○9番（松本英隆君）

はい。わかりました。では今後、道路特に道路だと思うんですけども、今後新設とかされる場合には点字ブロックっていうのは基本整備されていくということでいいですか。大きさとか何かそこら辺によってもあるのであれば、あと修繕とかの場合は新設じゃないもんでも点字ブロックの整備とかは基本ないというような形、考えなんでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

新設道路につきましては先ほど言ったように「道路構造の手引き」というものがございますんで、その中に点字ブロックの設置がございますので、新設道路につきましては設置をしていく方向でございます。ただ、既設の道路につきましては町歩道のある道路があまりございませんので、修繕のところでそこだけやっても、点字ブロック意味ないというふうに考えておりまし、歩道があっても今、歩道の区画1メートルぐらいしか幅員がないと、そんなところに点字ブロックをつけると、逆に歩くのに邪魔にならないのかなとかいろいろありますので、修繕のときに関しましては少し今まだちょっと検討していく段階だと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○9番（松本英隆君）

はい、わかりました。そうですね新設じゃなしに修繕の場合は道路幅とか、これはまた全然別のことになってくると思いますので、町長のほうも今後道路整備ですねいろいろ広げてもらってそこら辺もいろいろあると思います。こういう視覚障害者の方も安心安全に通れるように考えていくべきだと思ひます。

あと誘導サインとかに関してですね、地下鉄とかでピンポン鳴っているもの。今大治町の役場の入り口に入ったところで50周年の音楽のほうをちょっと流されていると思いますが、あれを外に向けてやって、音で入口とかそこら辺に使えるのかどうかってまた別だと思うんですけど、そういうのも一応誘導サインとして考えるっていうことはありますかね。どうでしょうね。

○総務課長（佐藤友哉君）

誘導の音サインについて50周年記念曲使うというお話ですけれども、これ経済産業省ですねホームページ見ておりましたら誘導用の音サインには国際規格というのがあるみたいで、その中で音サインに適した音の立ち上がりの早さですとか周波数だとか、視覚障害者の方に適したもののが規格として定められているというのがございました。その中でその記念曲が果たして視覚障害者の方の入り口を示す音サインになるかどうか、ここは慎重に見極めていく必要があると思いますので、その国際規格に沿った形で、もし設置するんであればする方法を考えて設置する必要があると考えております。以上です。

○9番（松本英隆君）

はい、わかりました。実はね、私もこれ質問するということに対して使えないものを質問してもいけないなと思って私も同じように聞いてみました。経済産業省のほうですね。回答来たのが国際標準課という課があるみたいですね。そちらのほうから回答いただきまして同じようなことを言わされました。国内基準JIS規格ですね、そちらのほうで、音を何にする、使用時間、また周波数とかスピーカーの設置方法の位置、そこら辺も一応JIS規格として一応あると。ただこれは、強制力を持たない任意規格という形っていうことです。あと音楽を流す場合も、実際に使用される方、利用される方が、この音楽が果たして入り口を表す音案内であるかどうかっていうのをちゃんと認識して周知をしっかりしないとやっぱりただのBGMになってしまうという話を聞きました。あと、方向性において反射によってはまた入口が全く違うほうに思われたりする場合もあるので、設置のほうはこのJIS規格とかを確認して、今後検討する場合は参考にしてくださいというふうに言わされました。課長が言うとおりのことなので、もし設置とかそこら辺の考えがありましたら。そこら辺も一緒にやっていきたいと思います。

最後に、今回視覚障害者の方について質問をさせていただきましたが、現在小中学校においても特殊学級の児童または中学校の生徒、かなり増えてきてるって話を聞きます。視覚障害だけじゃなしにまた、最初の答弁でもありましたけども、ほかの自治体のいろんなところ、先進地といいますかそこら辺の調査をぜひ進めていっていただいて、視覚だけじゃなく全ての障害の方々が安心安全に暮らせるまちを、どうせならば大治町が国内随一の先進地と言われるぐらいの町を目指していただいて、決して悪くないと思いますので、そこら辺も加味しながら、どうか今回質問したこと、この白杖に対してもそうなんですけども、安心安全のまちづくりのほうで、ぜひとも進めていただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○発言者1

9番松本英隆議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時33分 休憩

午後2時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番池田耕介議員の一般質問を許します。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づき、町長の教育に対する考え方を問うと題して、新町長に大治町の学校教育の現状に対する認識と今後のお考え、町長としての方針をお伺いさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

学校教育法には、公立学校の設置者は地方公共団体とあり、公立学校の管理運営については当該市町村の教育委員会が最終的な責任を負うこととなっております。予算提出の権限は地方公共団体の長、大治町においては町長にあり、町内の小中学校に勤務する教職員の先生方の頑張りだけではどうにもならない課題が存在をいたします。町長は選挙期間中、教育の改革、見直しをしきりに訴えておられました。我々はあくまで学校現場がやりやすくなるような後押しを議員として提案をすべきであると考えます。4年間の町長の任期中の見通しと考えについて伺っていきます。

1、老朽化の進む学校施設の整備について。本日も何度か話に出ておりましたが、2020年に立案された大治町学校施設長寿命化計画を見ましても、多くの施設の老朽化が進んでおり、今後改修や更新は待ったなしの状況かと思われますが、現在の大治町の財政状況、今後の児童生徒数の推移、また社会情勢等も踏まえて、いつごろからどのように取り組んでいくのかお伺いします。

2、教職員の負担軽減について。教員給与特別措置法いわゆる給特法の改正と、それに伴って残業時間、勤務時間外の業務時間の削減など今後、働き方改革がより進められることが予想されます。現場の負担の軽減となると、教職員人員等の増員化、技術テクノロジーの導入、もしくは業務の精選、縮小であったり、削減であったり、大体その三つかと思われますが、その中で教職員の負担軽減を図っていくことには賛成ですが、それと引きかえに児童生徒の経験また成長の機会が失われることは本意ではないと私は考えます。教職員の負担軽減と児童生徒の充実した教育活動の両立のためには、人員を増員するにしても、また新たな技術を導入するにしても、いずれにしても予算の配分が必要になると考えます。これについて町長の考えをお伺いします。

3、教職員の資質向上について。教員採用試験の志願倍率を上げる等については、国であったり、県であったりのレベルで取り組むべき課題であると認識をしながらも、本町の子供たちの教育を担う教職員の先生方の資質向上、力量向上は町としても急務であ

ると私は考えます。この海部地区の公立学校の教職員の先生方は、愛知県の採用で、またずっと同一の市町村で働くわけではないという事情からも、市町村主導の研修が余りないのではないかと以前から私は思っておりました。もっと市町村主導の研修の場があってもよいのではないかと考えるわけでありますが、大治町として先生方の人材育成にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

4、特別な教育的支援を要する児童生徒への対応について。人員の整備また施設の整備、両方の面からさらなる充実を求める声を耳にする機会が日頃あります。こちらにつきましても予算の配分が必要になると考えますが、町長の考えをお伺いをいたします。

5、部活動地域連携について。今、さまざまな自治体で話題になっています。大治町では、昨年度から少しづつ始めていただいておりますが、活動をより充実させていくために必要となる費用負担をどのように考えていくのか。こちらにつきまして、町長の考えをお伺いします。

6、最後になりますが、平成25年度から長きにわたって教育長を務められた平野教育長、先日、9月議会の初日に任期満了に伴って次の教育長が指名をされました。まずは、長い間大変お疲れさまでございました。私も教員時代には非常にお世話になりました。長年、平野教育長大治町の学校教育を見てこられ、またそれ以前から1人の教員としてこの地区の子供たちのために御尽力をされた経験から、大治町の学校教育についての総括と今後の大治町の学校教育に願うこと、これはあとに残る我々へのアドバイスとしてお伺いできたらと思います。以上6点、よろしくお願ひいたします。

○町長（鈴木康友君）

今、るる質問いただきましたこと一つ一つお答えをさせていただきたいと思います。まず、一つ目に、老朽化の進む学校施設の整備についてどのように取り組むかとお伺いをいただきましたが、学校施設の老朽化対策につきましては喫緊の課題と認識しております。財政状況が苦しい中でも重点的に投資すべき事項だと考えており、また、これまで増加してきた児童生徒数は、今後徐々に減少していく見込みとなっておりますが、少人数学級制の推進、また特別支援学級の増加等もありまして、依然として求められる施設規模というものは、現状の施設を求められております。よって、現有する学校施設については今の機能を維持しつつ、維持管理していくことが必要かと思っております。そのために、まず大治南小学校の長寿命化事業につきましては、今後、実施設計を行いその後複数年をかけて工事をしていくというように計画をしております。また、その他学校の整備につきましては実施時期、またその他公共施設、いろいろなものとの兼ね合いがございますので、そういうものの施工方法、財源も踏まえて検討しながら、今後どのものに対して施設改修、またそういうものを投資していくのかというものは、今後また長期間含めて検討してまいりたいと思います。以上です。

○教育部長（水野泰博君）

2問目の教職員の負担軽減、児童生徒の経験や成長の機会確保の両立のためには予算配分も必要と考えるがとの御質問です。議員のおっしゃる予算配分、先ほどちょっとお話をありがとうございましたが、教職員の人員増やあとデジタルツールの導入などが予想されるかと思いますが、教職員の増については町単独で取り組むことは難しいというふうに考えておりますが、これは町の会計年度任用職員として子ども応援本部の職員、特別支援教育支援員、事務補助や行事の準備補助を行う業務員等を配置してきておりまして、教員の支援を行っているところでございます。また、保護者連絡につきましては既にデジタルツールを導入させていただいておりまして、これも教員の負担の軽減につなげて、教員が子供に向き合う時間を生み出すことで児童生徒の経験や成長の機会が確保されているというふうに考えております。

○町長（鈴木康友君）

続きまして先ほどの教職員の負担軽減につきまして、教職員人員増、デジタルツールの導入ということで部長のほうからもお話をございましたが、現在、何度も先ほど質問いただいたいとおり行財政改革中でございまして、財源につきましては明言がいたしかねる部分がございます。対応が難しい状況ではございますが、予算確保の見込みができた際に何とぞそういうあたりについても検討するんですが、まずは施設の整備、学校改修等の施設の整備について優先して行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育部長（水野泰博君）

はい、続きまして教職員の人材育成にどう取り組むかとの御質問です。初任者においては1年間を通じて、県や地区が主催する研修が学校内外で複数回ございます。2年目以降が研修が少なくなっているような状況でございますので、そこで大治町では2年目と5年目の教員に、授業研修を行っております。ほかにも、2年目から6年目の若手を中心とした研修やミドルリーダー研修を行っており、授業実践や組織内での役割の果たし方とOJTなど、各ステージに合わせた内容となっております。また、各学校においてはメンター制度、先輩が後輩を教えるという制度を取り入れてOJTを行ったり、学びたい内容に合わせた教師同士の研修を行ったりと、各校の教職員の状況に合わせた資質向上が図られております。今後もこのような活動を継続、発展させ、人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応についての予算配分はとの御質問です。現在、特別支援教育支援員が小学校中学校合わせて22名配置をさせていただいております。この支援員につきましては特別支援学級だけではなく、通常の学級に在籍する支援に必要な児童生徒にも対応している現状でございます。現在の支援員の配置状況で、対応に現状では問題がないというふうには考えておりますが、さらに支援を充実させるためには、支援員の増員が必要と考えております。

○町長（鈴木康友君）

予算配分についてということで、私からもお答えをさせていただきます。先ほどと答弁は同様になってしまふ部分がございますが、現在、本当に行政改革中でございまして人的、システム的、先ほどの支援員の増員等々も含めまして、早急な対応というのは難しい状況でございます。また、先ほどと同じ答弁ではございますが、まずは施設、これもかなりの予算規模になりますので、施設改修というものについてまずは、投資をさせていただきたい、こちらを優先して行っていきたいということでございます。以上です。

○教育部長（水野泰博君）

続きまして、部活動地域連携についてより充実させていくために必要となる費用負担をどう考えていくかとの御質問です。現在土曜日、日曜日に進めております部活地域連携につきましては、基本的には保護者の負担を求めていく方針でございますが、保護者負担を何とか軽減できないかというふうにも考えておりまして、今後において、企業版のふるさと納税を始めとした寄附金等の活用等の新たな財源の確保も検討してまいりたいと考えております。以上です。

○教育長（平野香代子君）

私の在任中の総括をということですが、学校教育についてということですので、4点述べさせていただきます。まず初めに施設面です。やはり私は最初に来たときにとても施設が気になったところでありますので、まずはトイレの洋式化、そして大治小がとても私としては気になりました。暗いが、暗いっていうのは多分つくられたときは重厚な立派な校舎であったであろうと想像できるんですが、今の時代はやはり白い壁のほうが明るくていいなあということで、大規模改修をぜひということでお願いをしたところであります。ただその後ですね、今もう話題になっているんですが順番に行きたいという気持ちはありましたけれども、当時つり天井が地震があったときに、つり天井があるといかんのではないかということが話題になりましたので、大治西小学校の体育館の屋根、天井の改修ということでちょっとなかなか計画どおりにはいかなかつたところです。また問題もいろいろあったこともあり、国の予算もたくさんついたこともありましてエアコンの設置、そして大治小はもうどうにも教室が足りないということで校舎を増築した。このように、子供たちが安全で安心できる環境をつくりたいと思ってつくってまいったわけですけれども、施設面につきましては、なかなか緊急度を優先していますので計画どおりに進めることは難しかつたなということを感じているところであります。

続きまして開かれた学校にするために、学校支援地域本部事業これは本当は社会教育の事業ではあるんですが、学校教育に関わっていますので、大治町では「はるボラ」という愛称をつけまして活動してまいりました。「はるボラ」には、本来は学校ごとにやるっていうのが多分国の政策ではあると思うんですけども、大治町では教育委員会の

ほうにコーディネーターを配置することで、学校の負担軽減を図ったつもりであります。また本来の目的でありますボランティアの方々が、私たちも今まで生きたスキルを身につける、活用する場所ができるという生きがいの場ともなっているっていう声を聞いて、本来の目的の活動をしていただいている方があるなということを感じています。

3点目は、教員の力量向上のための研修でございます。これにつきましては先ほど部長が述べたとおりでございますので、こうした研修を通して先生方に授業に取り組む視点を確立したり、一人一人のよさの確認、授業見に参りますので、先生のよさはここだよねっていうことを後押しをするという場所に、時間になっているということになります。また2年目から6年目まで研修しますので、先輩の姿を見ることによって、先生方にとっては6年たつたらあんな姿になるといいという自己啓発の機会になっているところであります。また、今ではですね、最近なんですかけれども、今まで教育委員会がやっていた研修を各校でのOJT、働き方改革もありますので、長時間やる研修ってのはなかなかじまないということで、20分研修であったり5分研修みたいな形で、アイデアを知恵を出し合って、学び合う職員室になっているなということを思っています。

4点目はいじめ不登校問題行動対策でございます。平成29年度より本町ではライフコンダクターという名前をつけましたけれども、スクールソーシャルワーカーを配置いたしましたこと、そしてまた令和2年度より大治町役場内に子ども応援本部を設置いたしました。子ども応援本部を設置したことにより、就学前から小学校そして中学校まで一貫した支援ができるようになっています。もうライフコンダクターを入れてからは9年目になりますので、かなり縦に子供たちを丸ごと見ることができるようにになってきたなということを思っています。さらにトラスティとか、あるいは子育て支援課をはじめとする関係各課、社会福祉協議会であったり、海部児童相談センター等と連携し適切な支援を適時に行うことができるようになっているところであります。今後に向けては、自分がいないところで言うのもなんですかけれども、夢のようなことですけれども、今の各校での取り組みが継続させることができ一つですし、また教育DXにより働きやすい環境づくりをして教師と子供たちが笑顔で学びに向かうことを願っています。以上です。

#### ○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。教員の職業病といいますか、食べるスピードが早いと、あとは話が長いと私もよく言われましたが、ただですねそれはやはり教職員の子供たちに対する思いの強さからくるものと私は思っておりますので、平野教育長の大治町に対する学校教育への思いの強さを確かに受け取りました。教育長ありがとうございました。

それではですね一つずつ質問を続けてまいります。1個目、学校施設の整備について。建物の築年数、それから残存耐用年数、現状の劣化状況等から、長寿命化対策が必要となる優先度がこちら大治町の学校施設長寿命化計画に示されていると理解をしておりますが、まずは現状この優先度がどのようにになっているのか、説明をお願いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

改修の優先度でございますが、残存耐用年数等踏まえまして、優先度は大治南小、西小、中学校、大治小の順となっております。以上です。

○1番（池田耕介君）

中学校の屋内運動場も示されていたかと理解しておりますが、体育館についてはどうしていく見込みか、こちらも説明をお願いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

はい、大治中の屋内運動場体育館でございます。大治中学校の校舎と合わせた実施を今、想定しております。以上です。

○1番（池田耕介君）

中学校の体育館、屋内運動場について、大治中学校の校舎と合わせた実施となると、先ほどの南小学校、西小学校、その次が大治中学校も示されておりましたので随分先になることかと思われますが、手狭であるとか大きさの話はさておき、安全性の面、安心して使用していいのか事故等の心配はないのか、そこについてはいかがでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

使用については問題ないと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。こういった長寿命化計画があるとその計画に基づいて具体的にいつごろからどのように取り組んでいく考えであるのか、特に初めに優先度が一番高くなっている南小学校の、今日何度もお話を出ておりますが、早くお願いをしたいという町民の方の要望の声も聞きますし、町長自身、先日の所信表明等でもハード面事業に重点的に投資していくとおっしゃっておられましたから、いつからどのように取り組みますかといった質問に対して、いつごろといった始める目標といいますか、具体的にいつごろと考えておられるのか、お答えをお願いいたします。

○教育部長（水野泰博君）

まず昨年度、基本設計を行っておりまして、そのあとに詳細設計をやる期間が必要になります。それがやっぱり1年度は必要だと思っておりますので、あとは工事費、細かい工事費が出てきまして、ずっとお話を上がっております財政状況を勘案しながらの施工にはなっていくと思いますが、町長からもお話を最優先ということでいただいたおりますので、来年度調査実施設計ができたとして再来年度から複数年かけて行っていければというふうに思っております。以上です。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。もちろんない袖は振れないというところでしょうから、行財政改革であったり、また新たな歳入の確保獲得をしていただいて、ぜひ早急にお願いをしたいところであります。校舎の大規模な修繕改修等以外にも、大治中学校でしばらく

壊れて鳴っていなかったとお聞きをしますが放送機器設備であったり、校舎の雨漏り等ですかね。先日の雨の際にも漏水が原因なのか夜中に火災警報が鳴ってといったことが、これは何度かこれまでもあったかというように中学校の近くに住む方からお聞きをしておりますが、大小さまざま年数がたっておりますので設備の故障であったり修繕が必要な箇所があるかと理解をしています。町民の方から心配の声も多々耳にしております。そういった箇所のこれまでの修繕、大きなものに限ってで構いませんが進捗状況、それから今後計画をしているもの、予定についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

御質問いただきました放送機器、大治中学校の放送機器についてでございますが、本年度予算を計上させていただきまして、夏休みの間に工事をさせていただきまして完了しております。

また、校舎の雨漏りにつきましては南小学校と大治中学校のことかと思いますが、南小については大規模長寿命化改良も控えておりますので簡易な修繕で対策をしております。また、中学校につきましても現在、修繕方法のほう今業者を交えまして検討しておるところでございまして、10月中には対応を行う予定としております。

また、自動火災報知機でございますが、不具合が出ておるのは承知しております、今そこについても原因の調査を行っております、今後、修繕を行っていく予定としておりますのでよろしくお願ひいたします。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。大規模修繕以外にも子供たちが日々通い学ぶ校舎でありますから、手狭などの問題、不便はどうしようもなくとも、大治町としてこの町の子供たちにできる限りの環境は用意していただければと考えます。

続きまして、こちらは修繕ではないですが学校施設に関連をして、昨年ですかね令和6年12月に文科省から示されました令和8年度から公立中学校で段階的に35人学級を実施をしていくというような方針について、本町の大治中学校で考えますと場合によっては学級数の増加も考えられるかと思いますが、施設面、大治中学校ではどのように対応していく考えなのか。現状教室数、余裕も余りないかと考えますが、こちらについてお伺いいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

文科省から示された35人学級を実施していくという方針がございます。今後、生徒数のほうは徐々に減少していく見込みかなと考えております。そのため、校舎の増築ではなく極力既存校舎の教室改修、これによって対応してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

○1番（池田耕介君）

大きな金額のかかるものでありますから、コストパフォーマンスの問題等もあるでし

ようし、現状少子化に悩む自治体もある中で、ぜいたくな悩みかとは思いますが、しかしながら学校の施設面、設備の面につきましては、現場の先生方の頑張りでどうにかといった問題ではありませんから、大治町として現在のまちづくりも当然大切ですが、教育は未来のまちづくりだと私は考えます。子供の意見を直接聞くといった機会もなかなかないでしょうし、教職員の先生方も基本的には町民ではありませんが、ぜひそういう声にも耳を傾けていただきて、学校現場の後押し適切な支援をよろしくお願いをいたします。

続きまして二つ目の教職員の負担軽減について。タブレット端末、1人1台端末配備をされましたか、こちらの活用がなかなか大治町余り進んでいないのではないかと私は認識をしておりますが、よりぜひ進めていただき特に最近はAI型教材、さまざまな教材が現在出ております。中にはその子の苦手分野であったり、間違いの傾向などを分析をしてそういう問題を抽出をして出題をするといったようなものもありますから、それこそ個別最適化の学習、授業の中であったり、また家庭学習において行なうことは子供の学力向上、さらには教職員の負担軽減と両立ができるものと考えますが、大治町としましては小中学校に導入するといった考えはいかがでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

ドリル等の教材につきましては、保護者負担で購入するものと考えております。また、どの教材を選定するかというところについては、学校ごとにその選択をいたしております。町内では1校がAI型の教材、AIドリルと言われるようなものですが、導入しております。また、使用している情報が他の学校にも共有されるようにしていきまして、動きが広がっていけばいいなと考えております。以上です。

○1番（池田耕介君）

以前も一般質問の際に学力向上について聞いたときだったか、小学校ですかね、導入しているとお答えいただいた記憶をしていますが、こちら選定、学校ごとに選択ということで、これは町として導入といった形ではなく、あくまで保護者負担のこれまでの紙のドリルと同じように、学校単位であったり学年単位であったり、AIドリルを選択して導入するといったことに関して問題ないと、導入を促していきたいと、先ほど言われたのはそういう理解でよろしいでしょうか、お伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

そのような意味合いでよろしいかと思います。

○1番（池田耕介君）

はい、ありがとうございます。もちろん年齢であったり、発達段階に応じてどういったものが適しているかというのはさまざまあると思いますが、特に学習の内容のレベルが上がる小学校高学年であったり、中学生だったりにおいては、大きな効果を発揮するものもあるかと考えますので、今後私もいろいろと調査研究を続けてみようと考えます。

続きまして、教職員の研修人材育成について。さまざま研修の内容を先ほど御説明をいただきましたが、具体的な研修の実施の頻度であったり、回数、また研修がなかなか難しいとか、多分研修が多くなるほど逆に負担になるといったこともあるかと思いますが、そうならないための取り組みだったり配慮等お伺いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

研修実施の頻度や回数、また、研修が負担にならないための取り組みということでございますが、2年目と5年目の授業研修につきましては1人につき年1回行っております。また、2年目から6年目までの研修、ミドルリーダー研修につきましても、こちらも年に1回ずつ行わせていただいております。回数が負担にならないようにする。また参集型、集まってやる研修につきましては、学校に出やすい夏季休業中、あるいは冬季休業中、そちらに設定させていただいております。以上です。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。さまざま研修をやっていると内容は述べていただきましたが、私も講師から数えて10年半勤務をしておりましたので、中には受けたものもありましたが、実際年に1回とかなんですね。年に1回の授業の研修で授業力が向上するのかであったり、年に1回の研修で中堅教員、ミドルリーダーとしての資質が向上するのであったり、もちろん日常の業務の中で教員として勤務をする中で成長する部分は大いにあると私も感じおりましたが、その経験の機会も現状、働き方改革といった名のもとにさまざまな経験であったり、成長する機会もなかなか昔より少なくなっているという一面もあるのかなと私は考えております。研修ができれば増えたらいいかなと思いながら、研修が増えることも負担にはなるでしょうし、例えば日常的に研修を行うと、その代わりに代用の教員ですかね人員補充するのは恐らく行財政改革中で予算がといったお答えがきっと返ってくるかと思いますのでこれについては聞きましたが、最初、御答弁の中で、教員同士の研修を今後も継続発展させというように答弁がありましたが、これについてどのように今後も継続発展をさせていくのか、後押しをしていくのか何か考えがあるのか、具体的なことをお伺いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

担当者が集まる場、そういうところで各校の現職教育、学校での先生たちに対する教育ですが、そちらの内容ですとか有効だと感じた研修方法について情報共有を図るようについてをいたしております。以上です。

○1番（池田耕介君）

校務文書だったり何か学校の中で担当となって、他校の担当者と顔を合わせる機会がある教員はそういう機会もあるかと思いますが、そうでなければこれも町の教職員研修の1回とか、数はなかなか限られるのかなと考えております。もっと自由に日常的にといいますか、それぞれの教員がいいものを共有し合うといった仕組みが何かつくれな

いものか、例えば校務支援ソフトですかね、町内で共通して使っているものであったりとか、町内の学校間をつなぐネットワーク回線上だったりとかですね、小中学校をまたいで、町内の学校間で共有するといったことはできないのか、そちらをお伺いします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

数年前から各校で行っている研修、それに他の学校の教員が参加できるようにしておられます。教員同士の研修が活発になるように、改めてその取り決めっていうのを確認いたしまして、教員自らが必要だと感じる研修に参加できるよう体制を整えていきたいと考えております。以上です。

○教育長（平野香代子君）

補足ですけれども、これは大治町ならではであると私は思っていますが、たくさん教員がいますので研修したいことがばらばらなんですね。それで、ある学校では生徒指導について研修したい人、授業のこんな授業やりたい人、テーマを決めまして同じ研修やるんですけど、同じ場所で研修するんですけどテーマが幾つかあって研修を進めている。そこでそれでも議員おっしゃるように負担っていうこともありますので、20分ぐらいとかせいぜい30分ぐらいの時間しか多分とれてないと思うんですけど、そういう研修を校内にやっていく、そしてもちろん今オンラインでさまざまできますので、他の学校と研修を見合うとかいうことも、そう頻繁にはやはり時間の調整が要りますので幾らオンラインといっても簡単ではないんですが、ちょっとそういうことをやり始めています。先ほどのメンター、メンティーもそうなんですけれども、こちらがあなたがメンターですってこうやるわけではなく、先生たちが憧れの先生についていくというようなスタイルでちょっと企業の使っているメンター制度とはちょっと違うんじゃないかとはいふうに思ってるんですが、そういうことも取り組み始めていてですね。余りこうこちらで集めてしまうと、かえって学びたい、今学びたいことではないこともありますので、今学びたいことが学べる環境というのはちょっと今できつつあるんですけど、やはりこれは大治町ならではでできるなあっていうことを思っています。なかなか多分小さい学校ではかえって負担になるんじゃないかなっていうことを思っています。ちょっと補足させていただきます。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。学校規模が大きくて先生方がたくさんいるということは、お互いに学び合うであったり、刺激し合う環境があるということなので、それは大治町の持つすばらしい財産であると私も思いますし、自発的な研修といいますか、そういうものが芽生えつつあるのは本当にすばらしいことだなというように感じます。ただ、なかなかやっぱり属人的といいますか学校、職員室の文化といいますか、別に大治町に限らずどこもそうだと思いますが、力のある先生っていうか、その先生が異動してしまったらその文化も一緒になくなってしまうといったようなこともたくさん目にしてきました

ので、何とか大治町独自の伝統として文化としてぜひより根づかせていただいて、より定着させるような後押しをしていただけたらなあというように感じます。

続きまして、四つ目の特別支援教育につきまして特に町内の小中学校の支援学級につきまして、私も見たり聞いたりする機会がございますが、いつときと比べて落ちついた状況にあるのではないかというように私も認識をしておりますが、人員につきましてまた整備につきましても、今後に向けて充実させていく必要があるのかなというようにも考えます。初めの答弁で予算確保の見込みができた折には人的な投資よりまずは施設の整備を優先して行っていきたいと町長から御答弁いただきました。施設の整備・充実につきましては、なかなか通常学級という言い方をしますが、その子たちの使う設備の整備よりも非常に難しい一面もあるのではないかというように私は感じます。というのは、その設備を使う子が常に在校をするというわけでもないわけですね。知的障害であったり情緒障害につきましては、ある程度の数、在校される可能性が高いかと思いますが、肢体不自由なんかだとその子がいるときには必要な設備でありその子が例えば卒業してしまうとその設備は要らないとは言いませんが、緊急で必要なものではないというんですかね。資金が潤沢にあるのであればいいですがそうではない場合、非常に難しい判断を迫られるかとも思いますが、今後の整備の計画であったり、見通しだったり、どのように進めていくのか、こちらについてお伺いをいたします。

○学校教育課長（太田悦寛君）

今後の整備計画や見通しはということですけども、現在通学している児童生徒に対する設備面での整備っていうものにつきましては、現在可能な範囲で行わせていただいております。また今後、新たに対応が必要となる児童生徒さんがお見えになった場合は、その際に必要となります整備のほうを行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（池田耕介君）

そうなっていくのかなあと、必要なときに必要なもの、そして一度整備をしたもののは6年ないし3年たつと必要でなくなる可能性もあるといったところに難しさがあるよう私は思うわけですが、この整備につきまして、例えば小学校が町内に三つありますから3小学校同じように等しく整備を進めていくのか。例えばどつかの小学校、ここは支援に特化して整備が整っているといったように整備をしていくとコストもある程度抑えられるのではと思うわけですが、もちろん学区も決まっている中でどこと決めるのも難しいかと思いますが、整備についての方針ですね、お伺いします。

○教育部長（水野泰博君）

整備についての方針と、各学校、どこかの学校に特化していくのかという御質問ですが、基本的にはやっぱり学区、通学の学区を重点的に。あと現在は例えば医療的ケアの支援の法律なんかでも、保護者さんの意見をというようなことが全国的には言われてお

りますので、保護者さんとの相談にもよりますが、一つの学校を特化していくというわけではなくて、お子さんが実際に通われるところでどういったものが必要かっていうのを保護者さんとしっかりと調整をしながら、時には保護者さんにも譲っていただきたいといけないところはあると思いますが、そういうところをしっかりと打ち合せをしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

ありがとうございます。もちろん特別支援学校ではないわけですので、地域の公立学校といった中でなかなか限界もあるかなと、制約もあるかと思いますが、必要な学校に必要な整備が、子供であったり保護者であったりは期間が限られているわけですね。6年間なり3年間なり。その期間がもちろんほかの子たちのこともありますが、その期間が過ぎてしまえばということではなくて、なるべく人的な投資よりまずは施設の整備を優先をしてということであれば、速やかにもちろん財政的に難しい部分もあるとは思いますが、速やかな整備をお願いをしたいというように考えます。

続きまして、部活動の地域連携につきまして。まずは議場におられる方、議会のユーチューブ御覧の方等々にも共通認識のもとで進めていけるように、大治町の部活動地域連携、現在土日行っていると思いますがこの現状についての御説明をお願いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長 (水野 学君)

現在の実施状況でございます。本町では国の実証事業、こちら地域スポーツクラブ活動体制整備事業と申しますけれども、こちらに参加いたしまして令和6年度から土日の学校部活動、総合型地域スポーツクラブスポーツプラスおおはるが主体となって行います地域クラブ活動に転換する取り組みを試行的に月に1回、各部活動ごとに年に10回程度になりますけれども、実施してきております。参加費用につきましては令和6年度は実証事業委託金を活用いたしまして保護者負担はございませんでしたけれども、令和7年度は引き続き実証事業委託金を活用しておりますが、地域クラブ活動の持続的な活動を前提とした仕組みを構築するため、総合型地域スポーツクラブスポーツプラスおおはるの入会金1,500円及び1回当たりの参加費500円を保護者負担として徴収しているところでございます。以上です。

○1番 (池田耕介君)

これなかなか実際に子供が学校に通っているであったり参加しているという状況でもなかなか意外と知られていなかつたりするなど、私もいろんな方とお話をしましたが、部活動さまざまな種目さまざまな委託先があるかと思いますが、現状はこれらの活動、どの部活といいますか、についても1回当たりの参加費500円といった認識でよろしいでしょうか。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長 (水野 学君)

現状のところ1回当たり参加費500円というところで活動しております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

この地域連携の取り組みが、回数ですね、先ほど試行的に月に1回と毎週末活動する種目であれば月に1回は地域の指導者が指導する地域クラブ活動、残りの月3回、4回ぐらいはこれまでどおり顧問の先生が指導する部活動といった状況かと思いますが、こういった現状について参加する生徒であったり顧問の先生方、どのように受け止めていると認識をされていますか、お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長 (水野 学君)

はい、まず先生に御意見でございますけれども、昨年9月に教職員向けに土日の部活動地域連携について希望する実施方法についてアンケートを実施しております。一つ目の選択肢は、土日全てを教職員ではない地域の指導者が指導するということが半数の50%を占めています。二つ目の選択肢といたしまして、月に1回の土日を教職員ではない地域の指導者が指導し、ほかの土日を兼職兼業で教職員が指導するというものが15%の先生が選択しております。三つ目の選択肢といたしまして、土日全てを兼職兼業で教職員が指導するが30%ということでございました。その他が5%という結果でございましたけれども、自由記述の中には大会や練習試合、定期テストの期間中の部活動禁止期間などを外して月1回の地域連携の実施日を決めるのは地域指導者の予定もございますので極めて難しいなどの御意見がございました。

生徒さんのほうからの意見としましては、月に1回の部活動地域連携による地域クラブ活動と他の土日に実施する学校部活動の違いがわかりにくいとの御意見等がございました。以上です。

○1番 (池田耕介君)

そうですね。現状の月1回といったところ、なかなか参加する生徒、顧問の先生方、また指導する地域の指導者にとっても、やりづらい現状なのかなあというように感じますので、先ほどの先生方のアンケート結果も負担軽減をということもあってか、一番は50%土日全てを地域の指導者に行ったものが一番多くを占めておりましたが、二番目に多かったのが土日全ての教職員が兼職兼業でといったものが30%といったところに、そういう傾向が出ているのではないかなどと考えます。また、この状況をどっちつかずといいますか、状況をできるだけ早く解消されといいなと思うわけですが、この地域連携これを経て完全に地域の民間の習い事であったりクラブのような形になっていくのか、あくまでこれは学校部活動を維持していく、持続可能な形へ移行していくといった取り組みなのか、大治町としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長 (水野 学君)

本町が実施しております土日の部活動地域連携にかかります実証事業につきましては、学校の教育活動と連動しているなどのメリットがございます学校部活動と一貫指導体制の確立などのメリットがございます地域クラブ活動を連携融合した活動となることを目

標としてやってきております。したがいまして、今のところ現在の学校部活動の種目数を維持できるよう、受け皿である地域クラブの体制整備に注力しておるところでございます。それとともに、保護者負担の面におきましてもできる限り低額な費用で参加していただけるよう検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

保護者負担の話が出ましたので、以前スポーツセンターにおきまして部活動地域連携サポーターでしたか、練習用のTシャツに企業名を入れる、協賛ですか、賛助会員のような形、協賛を募っていたかと記憶をしていますが、あちらの集まったお金につきましてはどのように充てられるのか、お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長 (水野 学君)

以前スポーツセンター内で掲示配架されていたチラシの件ということで、お答えのほうはさせていただきます。こちらはスポーツプラスおおはるが主体となって行う地域クラブ活動におきまして生徒さんがいろいろと練習着などに着用する企業名ロゴ入りのTシャツを作成いたしまして、部活動地域連携を盛り上げていただくことを目的にサポーター企業のほうを募集しておりました。こちらのほうにつきましてはTシャツの作成費用の残りの部分につきましては、指導者の謝金ですか生徒さんの保険代とかに充当させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○1番 (池田耕介君)

ありがとうございます。経済的に余裕のある子だけがスポーツであったり、文化的なものもよくよくは含まれていくのか、楽しむことができるというのは望むところではありませんので、ぜひそういういたさまざまな形を検討していただきたいと思いますが、費用負担とあわせて部活動の地域連携には指導者の問題、確保の問題がついて回るかと思いますが、今後大治町内の小中学校に勤務する先生方、先ほども30%ぐらい、30%ですね、教職員が指導してもいいといいますか、意欲のある先生がみえるのかなあというよううれしく思いますが、こういった先生方の関わりはどのようにしていくのか、お伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長 (水野 学君)

基本的な方針といたしましては、土日の学校部活動を地域クラブ活動へ転換することにより、先生方が土日の指導に携わる必要がない環境を構築していくことを目指しております。一方で、土日の地域クラブ活動の指導を希望する先生方につきましては、引き続き土日に指導を行うことができる仕組みを検討してまいりたいと。そういうふうに考えております。以上でございます。

○1番 (池田耕介君)

もちろん先生方の負担軽減といったところがありますから、土日の指導に先生たちを無理にといいますか駆り出す必要のない形を模索しつつも、やはりやりたいと、負担だ

と感じる先生方の負担軽減とあわせて、やりたいと感じる先生方のやれる場というのもぜひ用意をしていただけたらと考えますし、これまで日本の部活動、学校部活動を支えてきた先生方の力は必ず必要となるものであると思いますから、ぜひさまざまな声に耳を傾けた上で仕組みづくりをしていただけたらと考えます。最後に、今後地域連携、もちろん最終的には土日全て移行するのが望ましいのかなというように私は考えますが、こういった計画であったりスケジュールであったりについてお伺いします。

○スポーツ課長兼スポーツセンター館長（水野 学君）

今後のスケジュールについての御質問でございます。国は当初、土日の部活動地域連携の達成目標時期について、令和5年度からの3年間を改革推進期間として令和7年度末をめどということが考えられるというふうにしてきましたが、本年5月に発表されました「地域スポーツ文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終取りまとめにおいて、令和8年度から13年度までの改革実行期間における部活動地域展開等の全国的な実施を推進するというふうにしております。本町におきましては、令和6年度から国の実証事業に参加いたしまして実情に応じた運営形態のモデルや指導者確保等の課題解決に向け事業を進めてまいりました。土日の部活動地域連携の完全実施に向けましては、国の補助事業の動向を注視するとともに、保護者負担と公的負担とのバランスの費用負担のあり方のさらなる検討が必要であると認識しておりますので、実施時期等につきましては、今後慎重に決定してまいりたいとそういうふうに考えております。以上でございます。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。大治町ですね、中学校が一つという特徴もありますから、先ほど他の議員の別の質問でもありましたがよその自治体に先行してと、もうそれこそ日本で一番進んでいるぐらいのことになれば望ましいなというように思いますので、ぜひ、聞くところによると近隣では結構大治町は地域連携進んでいるんじやないかと私は理解をしていますが、現在進んでいる部活動の地域連携、これは大変すばらしい取り組みだと理解をしていますので、ぜひ推し進めていっていただけたらというようにお願いをしておきます。

最後に教育長にお伺いをしました大治町の教育につきまして、さまざま平野教育長のもとで取り組んでいただいた中で、今後に向けての部分で教育DX、働きやすい環境づくりと言った御答弁がありましたが、これがどういったものを指すのか具体的に御説明をお願いいたします。

○教育長（平野香代子君）

具体的に余り言うとお金がかかりますけれども、教育DXが進むと教育はどうしてもすぐれた教師の、教師の3Kは経験・勘・気合ってこう言われたりいう人がいますけれども、経験がいかに言語化、可視化する、そういうことがDXによってできるように

なるなということを期待しています。一例を挙げますと例えば、今でも文科省のページなんかにもかなり授業実践の指導が載っていたり、活動報告等が載っているわけですけれども、そういったクラウドに上がっている指導案とか授業実践を見て自分はどの授業がいいかなって、自分がいいと思うのが多分その先生にあってるスタイルだと思いますので、同じ学校の先生の授業スタイルだけではなくほかの学校での先生方から学ぶこともできるんじゃないかなということを期待しています。

また、そういった経験とか勘を頼りにしてきたわけですけれども、今例えば本町でやっている心の天気なんてのは子供の心の状態をデータ化するっていうことがあります。これ、今までだと担任しか子供の様子をつかめなかつたんですけれども、管理職も一目でつかむことができます。これまた何年か積み重ねると総じて理解することもできるようになると思いますので、そういったことが一元管理できれば、目の前の課題についても多角的に見ることができて、経験の少ない先生方でも明日の対応策を練ることができるんじゃないかなあということを思います。本当にこれはお金がかかるのでそんな言えないんですけど、今だと個人情報が漏れるといけないといって物理的に切ってる部分があるんですね、個人情報と学習。今それを統合しようという国の動きもあります。それだけセキュリティが確立されてきたということであると思います。そういった情報のそういうスキルが上がれば、今までできなかつたこともできるようになるんじゃないかなと思いますし、先ほどから話題になってるAIなんかですね、例えば今まで授業名人と言われた先生方の授業がAIがしゃべってくれたりとか、あるいはその先生の講演の記録をAIが何だか、最近亡くなられた方も出てくるんだそうですが、その実物が出てこなくてもそういう講演記録を読むことができて、集合研修に参加しなくとも自分が本当に今、明日どうしたいっていうときにその課題に適した学びがパソコンの中でインターネットの中でできて、自分で判断して実践していけば働きやすい、これが時間が短くなるかというと自信はないですけれども、でも働きやすい働きがいを感じることができる、職場になるんじゃないかなと期待しています。

### ○1番 (池田耕介君)

ありがとうございます。さまざま新たな技術が開発をされていきますし、技術テクノロジーといったものは教員の経験値だったり、力量の差を埋めるものであると私も理解をしておりますので、ぜひいいものは取り入れる。もちろんそこにはいろいろ課題であったり費用の面だったりありますが、いいものを取り入れて、教育の質を向上させていくことが子供たちのためであり、現場で働く先生方のためであり、また、大治町の未来のためでもあると確信をしておりますので、そこには必ず予算といったものが必要となってきますので、今回いろいろと予算の提案者で町長にお伺いをさせていただきました。

また最後、平野教育長からたくさんの方の言葉をいただきました。これまでたくさん取り組んでいただいた取り組みは大治町の学校教育であったり、そこで育った教え子たちの

ような、子供たちの中にきっと残っていると思いますし、A I が出てきながら、現状A I 平野教育長というのはありませんが、先ほどたくさんいただいたお言葉、後に残る我々に平野香代子先生からの宿題だというように私は受け止めさせていただき、この大治町の学校教育であり、また大治町全体が今後ますますよいものとなるように、今後も尽力していくことをお約束申し上げて、今回私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（若山照洋君）

1番池田耕介議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時42分 休憩

午後3時49分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番八神太紀議員の一般質問を許します。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

学校給食または学校給食費に関して質問させていただきます。本議会でも全員協議会や今日も他の議員からも質問がありましたが、同じ質問をする場合もありますが、私のほうからも質問させていただきます。

学校給食は子供たちの健康を支えるだけでなく教育や地域のつながりを育む重要な役割を担っております。しかしながら近年物価高騰が続いており、学校給食においても魚や肉、油、調味料など、あらゆる食材の価格が高騰しております。特に主食であるお米については、全国的に大きな値上がりを見せており、給食費や栄養バランスに影響を及ぼすと懸念しております。グラフのほう、出したいと思います。こちら、農林水産省が出しているグラフになります。ちょっと細かいんですけども……。

○議長（若山照洋君）

議員の皆さんタブレットのほうに入っていますので御確認ください。どうぞ。

○2番（八神太紀君）

令和4年から5年、5年から6年、6年から7年というふうに、お米の価格ですね。こちら5キロのスーパーで販売されている価格の推移が書かれております。ちょっと次のグラフに行きます。ちょっとこっちのほうがこれNHKのニュースで流れたグラフでこっちのほうがわかりやすいと思うんですけども、明らかに価格が高騰しているというのが一目で見てわかるかと思います。ちょっと戻らせていただきます。4,000円台から一

且ちょっと3,000円台に落ちついて、また見ていただくとわかるように少しずつまた上がってきています。これが8月過ぎになります。ディスプレイありがとうございます。自分の家も田んぼを持っており、お米をつくっております。売るほど大きな田んぼはありませんけども、自分の家で消費するようなところで毎年小さいころから田植えのほうやって稻刈り、収穫というものをしております。そういう立場から見ても、近年の燃料費や肥料代高騰による生産コストの上昇は深刻であり、米の価格というのは全国的に値上がりを見せているというふうにも思います。物価高騰の中で、家庭の負担をどう考えるのか、給食の質をどう守っていくのかが今まさに問われていると思います。以上の観点から、米を含む物価高騰が学校給食費に及ぼす影響についてお伺いいたします。

- 1、現在の小中学校の給食費と町の補助額は幾らか。
- 2、近年の物価高騰による食材費の上昇が学校給食の運営や献立にどのような影響を与えていたのか。以上1回目の質問を終わらせていただきます。

○教育部長（水野泰博君）

まず、現在の小中学校の給食費と町の補助金は幾らかとの御質問でございます。小学校の給食費につきましては1食当たり306円、中学校につきましては1食当たり346円でございます。そのうち町の補助額といたしましては、1食当たり約31円の補助を出しているというような形になります。31円の内訳といたしましては、町が従前から単独で行っております単独事業が11円、現在、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して20円の補助、合計で31円の補助をしているというのが現状でございます。

続きまして、近年の物価高騰による食材費の上昇が学校給食の運営や献立にどのような影響を与えていたのかとの御質問です。本町の給食費につきましては、令和5年4月に物価高騰を理由に、一度改定、値上げという形で改定をしております。そのときに比べましても、さらに食材の価格は10%から15%高騰しているという認識であります。これまで栄養教諭などが献立の工夫や価格の低い食材を選定するなど、限られた給食費の中で栄養価が学校給食摂取基準、こういった基準がございますが、下回ってはいけない基準をしっかりと守るために基準値を下回らないような取り組みをしてきておりましたが、ここへ来て学校からは現状の給食費では学校給食の運営が厳しいという声が届いているのが現状でございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

今、1食当たりのお値段を教えていただきました。あと補助額ですね。給食費について現在本町の小学校及び中学校における給食費はそれぞれ年間でどれぐらいの金額になっているのでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

年間の給食費、おおむねですが小学校のほうで5万2000円程度、中学校のほうで5万9000円程度ということでございます。よろしくお願ひします。

○2番（八神太紀君）

補助金のほうも先ほど1食当たりで教えていただきましたが、こちらも小学校中学校、補助金のほうはそれぞれ年間で幾らになるでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

小中学校、補助のほう同額ですので小中学校ともに約6,000円ということでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

補助金についてちょっとお伺いいたします。学校給食に対して補助を行っている中で、就学援助制度によって支援も実施されると認知しております。この就学援助費ですね、中には学校給食費も含まれていると思いますが、実際にはどの程度、こちらの就学援助費の中から給食がカバーできているんでしょうか。

○学校教育課長（太田悦寛君）

昨年度の実績の数字となりますが、金額について小学校のほうで3万260円、中学校につきましては3万5360円、援助の割合につきましては小学校で58.2%、中学校のほうが60%でございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

冒頭にも述べましたが、物価高騰お米を初めとする食材の値上がりで大きな影響が及んでいるかと思います。こうした中で各自治体では給食費の値上げをしているところもあるかと思います。近隣市町では無償化だったところが給食費を取るようになったりとかという動きもしています。一方で国においては学校給食費の無償化に向けた議論が進められており、支援の拡充を進めようという話も出ております。ちょっと逆行しているようなことが起こっているかと思います。このような状況を踏まえ、本町としては給食の質や栄養バランスを維持しながら、今後も現行の給食費を据え置いていくのか、来年度以降、給食費を値上げするのか。次の無償化っていう動きにも関わってくるかと思うんですけども、町としての方針をどう定めていくのか、お伺いいたします。

○教育部長（水野泰博君）

今、議員がおっしゃられました国のほうの動きでございますが、一応6月13日付けて閣議決定をされております「経済財政運営と改革の基本方針2025」こういった中に給食費無償化、給食無償化について触れられております。令和8年度予算の編成過程において成案を得て実現するという形になっております。ここにはなかなか具体的なことが何も書いてございませんが、閣議決定されているというようなことで我々もどういった形で実現されるのかというのはもちろん注視しておりますが、でき得る限りその値上げは本当はしたくないっていうのが本音なんですが、ずっとお話を出ております行財政改革というか財政危機の中でどういったところまで町で御負担できるかというようなところを、本来でいけば今回また補正予算をお願いするような部分の値上げの対象にはなってくる

ものではあるかと思いますが、そこを何とか値上げしなくても済めないかなというような検討を、これからまた当初予算編成に向けて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○2番（八神太紀君）

今後ますます物価高騰というのは続していく可能性も高いというふうに思います。その中で物価高騰の補助金、最初のほうの質問で使って補助も20円通しているというお話を伺いました。これ毎年、またあるものではないと思うのでまた来年度以降の話にはなってしまうとは思うんですけども、そういった学校給食の運営と費用負担について本町としては今後どのように対応していくのか、ちょっと直近のところを伺いたいと思います。

○教育部長（水野泰博君）

今、私前の質問でちょっとある程度内容、同じようなことをしゃべってしまったんですが、基本的には今年度、まず現場のほうからもう厳しいというような話が来ておりますので、令和6年度の補正予算で上げられております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらのほうがまだ残があるというようなことで財政のほうに確認しておりますので、それを活用させていただいて今年度の値上がりを何とか抑えたいなというような形で考えております。

また、令和6年度補正を当初予算から組んでいた20円分でございまして、12月でちょっと補正をお願いしたいというふうに思っておるのは令和7年度の物価高騰の交付金。こちらのほうの残を活用させていただいて、令和7年度の保護者負担は増やさないように何とかしていきたいというようなことで、12月の補正予算を上げさせていただこうというふうに予定しております。来年度以降につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございます。以上です。

○2番（八神太紀君）

12月補正のほうですね、また補助金のほうを出していただくというふうにお伺いいたしました。

最後となりますけども、学校給食が子供たちにとって安心できるものであるように、また保護者の負担が過度にならないように、国の動向もあるかと思いますが、配慮していただき、それを要望としまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（若山照洋君）

2番八神太紀議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時03分 散会